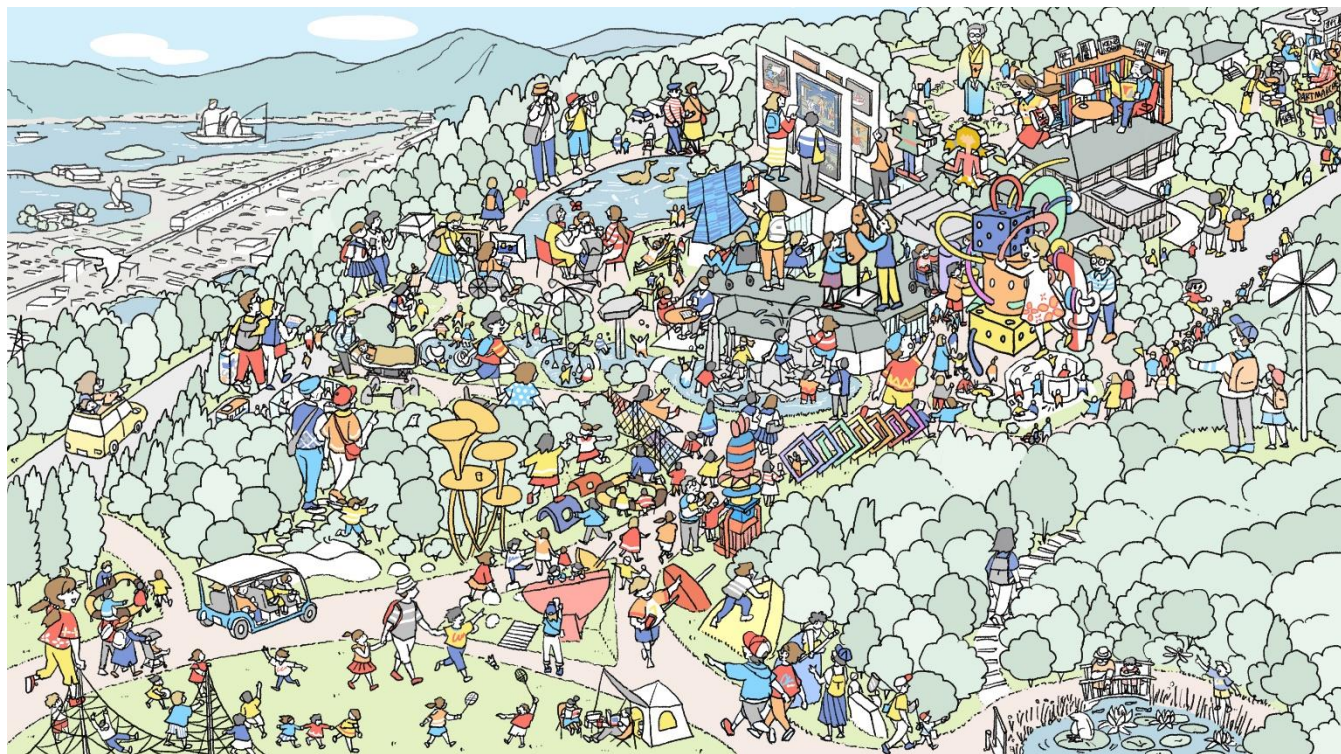


滋賀県立美術館整備基本計画



令和8年(2026年)3月

滋賀県

目次

はじめに	3
第1章 計画策定の経緯.....	4
(1) 経緯	4
(2) 上位計画、関連計画.....	6
(3) 美術館を取り巻く状況.....	8
第2章 滋賀県立美術館の目指す姿.....	10
(1) 「子どもも大人も来たくなる 未来をひらく美術館」	10
(2) 整備の概念図	12
(3) 整備のポイント	13
第3章 滋賀県立美術館の現状と課題.....	21
(1) 再開館後の現状	21
(2) 立地の現状と課題.....	24
(3) 施設面の課題	26
(4) 関係法令・制度的制約.....	28
第4章 滋賀県立美術館の事業と役割.....	31
(1) はじめに	31
(2) 事業について	31
(3) 今後の展開にあたっての重要な視点.....	33
(4) 役割と期待される効果.....	35
第5章 施設整備	36
(1) はじめに	36
(2) 整備にあたり踏まえるべき点.....	36
(3) 施設整備の規模および主機能関連図.....	37
(4) 部門ごとの主な室構成.....	38
(5) 既存施設の改修方針.....	52
(6) 設備計画	53
(7) 公園と一体となった整備の方向性.....	57
第6章 整備事業の推進.....	59
(1) はじめに	59
(2) 概算整備費	59
(3) 運営費用	59
(4) 整備後の目標	59
(5) 整備事業手法の検討.....	60
(6) 整備スケジュール.....	60
(7) 外部資金調達の検討.....	61
(8) 今後の整備にあたって.....	61

はじめに

滋賀県立美術館は、昭和 59 年（1984 年）に「滋賀県立近代美術館」として開館して以来、滋賀県内外の人々に対して文化芸術の魅力を発信し、学びと交流の場を提供してきました。館の立地する「びわこ文化公園」は、琵琶湖の東南に位置し、豊かな自然と文化資源を融合させた拠点として整備されたものであり、その中核施設としての美術館の役割は、地域文化の発展にとって欠かせないものでした。

しかし、開館から 40 年以上が経過し、建物・設備の老朽化が進んでいます。建物の経年劣化や空調設備等の耐用年数到来などの課題に加え、建物の環境性能の向上や美術館へのアクセス改善なども課題であることが明らかになってきました。

また、美術館の在り方自体も社会の変化に伴い見直されつつあります。単なる展示の場にとどまらず、市民が日常的に芸術文化に触れ、自己表現や他者とのつながりを感じられる場として、さらには医療・福祉分野などと連携し、「社会的処方¹」を通じて心身の健康を支える役割も担う、より開かれた美術館となっていくことが求められています。さらに観光・教育・地域振興の視点からも、美術館は多様な分野と連携しながら事業を進めていくことが求められています。

平成 29 年（2017 年）からの休館を経て、令和 3 年（2021 年）6 月にリニューアルオープンして以降、美術館では対話鑑賞の定期的な実施など先駆的な取組を実施してきました。また、それらを通じて得られた知見を活かしつつ、ソフト・ハードを含め検討を重ね、令和 6 年（2024 年）には美術館魅力向上ビジョンを策定しています。こうした背景を踏まえ、将来を見据えた美術館にふさわしい機能を確保しつつ、「子どもも大人も来たくなる、未来をひらく美術館」の実現を図るため、今回、滋賀県立美術館整備基本計画を策定するものです。

¹ 「社会的処方とは、薬を処方することで患者さんの問題を解決するのではなく、「地域とのつながり」を処方することで問題を解決するというもの。」西智弘編著（2020）『社会的処方 孤立という病を地域のつながりで治す方法』学芸出版社 p.10

第1章 計画策定の経緯

(1) 経緯

県立美術館は、昭和59年（1984年）8月26日に、滋賀県立近代美術館として開館して以来、本県ゆかりの作品や日本美術院を中心とした近代日本画、戦後のアメリカと日本を中心とした現代美術を軸にコレクションの充実を図り、展示や研究、保存等の美術館に求められる機能を果たしてきました。

平成25年（2013年）12月には「新生美術館基本計画」を策定し、当時の滋賀県立近代美術館が抱えていた課題として、建物の老朽化、展示室の規模や構成が収集してきた作品に十分対応できていないこと、収蔵庫の容量不足、また、休館中であった琵琶湖文化館の機能を継承することや、アール・ブリュット²を新たに収集・展示の柱に加えるための改修・増築を行う計画としていました。

平成29年度（2017年度）に工事準備のために休館した後、同年の工事入札の不落を契機に有識者等からの意見聴取や社会情勢を踏まえ、平成30年度（2018年度）に整備を一旦立ち止まるとともに、経緯を総括し対応方針の検討を行うこととしました。まずは休館中であった美術館の再開館を優先させるとともに、令和元年度（2019年度）には琵琶湖文化館の機能継承を単独整備で対応するとしうえて、令和3年（2021年）3月に「美の魅力発信プラン」を策定し、美術館と琵琶湖文化館後継施設を核とし滋賀の美の魅力を発信する全体計画を定めました。これを受け「新生美術館基本計画」は廃止されています。

令和2年（2020年）から令和3年（2021年）に、美術館の早期再開館のための喫緊の課題である安全確保を中心とした最小限の老朽化対策の改修工事等を行ったうえで、令和3年（2021年）6月27日にリニューアルオープンしました。時代や傾向を限定することになる「近代」を館名から外し、収集方針の柱に芸術文化の多様性を確認できるような作品を加え、人がつくった様々なものに触れることを通じて、社会や環境の多様性をより深く感じられる場となれるよう方針を掲げています。

再開館後は、先駆的な展示や教育普及、ウェルビーイング³に資する取組などを意欲的に進める中で、令和6年（2024年）には、「美の魅力発信プラン」の中間見直しと合わせて、積み残しとなっている美術館の施設機能や面積の課題に対応するとともに、ソフト・ハードを含めた機能向上の方向性を整理し、「美術館魅力向上ビジョン」（以下「ビジョン」という。）を策定しました。

このビジョンで掲げた方向性を実現するため、県立美術館の施設整備に係る具体的な計画を定めることとし、令和7年（2025年）3月に、「美術館整備基本計画（骨子）」（以下「骨子」という。）をとりまとめ、今回、本整備基本計画を策定するものです。

² 芸術的文化に傷つけられていない人たちによって、己の深みから、評価を求めることなく、また流行とは関係なくつくられた作品のことで、1940年代にフランスの画家、ジャン・デュビュッフェによって提唱されました。

³ 国の第4期教育振興基本計画では、「ウェルビーイングとは身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものである。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念」であり、「ウェルビーイングの実現とは、多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなること」と示されています。本整備基本計画においてもこの定義に沿うこととします。

美術館整備の経緯

時期	事 項	概 要	整備計画の内容			
			施設設備 老朽化対 応	展示室・収 蔵庫 狭あい化 対応	美術館 機能充実	文化館機 能継承(仏 教美術等)
平成 25年 (2013)	「新生美術館基本計 画」策定	美術館の老朽化・狭あい化等 課題対応と休館中の琵琶湖 文化館の機能を継承するた めの改修・増築を行う整備計 画を策定	既存施設・ 設備の大 幅改修	展示室・収 蔵庫の拡 張(増築)	公園整備 (一部は平 成 29 年 に実施)	文化財に 対応した 展示室・収 蔵庫の整 備
平成 29年 (2017)	美術館休館 建築工事入札不落	4月に工事準備のため美術館 は休館に入ったが、8月に実 施した入札不落を契機に、整 備を立ち止まり対応方針の検 討を行う				
平成 30年 (2018)	美術館の老朽化対策 工事を先行させ、早 期の再開館を目指す 旨を表明	経緯を総括し、あわせて美術 館の最小限の老朽化対策先 行と早期再開館、美術館の機 能向上や琵琶湖文化館機能 継承の検討する方針を表明				
令和 元年 (2019)	琵琶湖文化館単独整 備を表明					(単独整備 へ)
令和 2年 (2020)	美術館老朽化対策工 事着手	早期の再開館に必要な喫緊 の課題である安全対策を中 心とした老朽化対策のみの改 修工事を実施(～令和 3 年、 約 12 億円)	一部改修 工事(消火 設備・耐 震・防水対 策・トイレ・ 展示室内 装等)実施	(未対応)		
令和 3年 (2021)	「美の魅力発信プラ ン」策定	3 月に美術館と新たに整備す る琵琶湖文化館を核として滋 賀の美の魅力を発信する全 体計画「美の魅力発信プラン」 を策定	施設機能の向上について、今後 検討を要する事項として記載			
	美術館再開館	6 月に喫緊の課題対応の老 朽化対策改修工事を終え約4 年ぶりに美術館再開館			ロビー周 辺の内装 刷新、キッ ズスペー ス設置等	
令和 5年 (2023)	長寿命化改修工事	施設長寿命化計画に基づく 改修	屋根・作品 用エレベ ーター等 改修			
令和 6年 (2024)	「美の魅力発信プラ ン」中間見直し 「美術館魅力向上ビ ジョン」策定	「美の魅力発信プラン」3年目 の中間見直しに合わせて、積 み残しとなっている美術館の 施設機能や面積の課題に対 応するとともに、ソフト・ハード を含めた機能向上の方向性 を整理し、3 月にビジョンとし てとりまとめ				
令和 7年 (2025)	「美術館整備基本計 画」骨子とりまとめ	3月に骨子を取りまとめ	既存館の改修、増築、子どもがア ートに親しめる環境整備、公園と 一体となった整備			
令和 8年 (2026)	「美術館整備基本計 画」策定					

(2) 上位計画、関連計画

本整備基本計画は、滋賀県がこれまでに策定してきた各種の上位・関連計画との整合を図りながら、美術館の社会的役割を多面的に整理しています。以下に主要な関連計画を紹介し、それぞれの位置づけを示します。

ア 滋賀県基本構想

- ・ 平成 31 年（2019 年）3 月に、「滋賀県基本構想」（計画期間：令和元年度（2019 年度）～令和 12 年度（2030 年度））が策定されました。
- ・ 同構想では、「みんなで目指す 2030 年の姿」として、文化芸術等に親しみ誰もが居場所や生きがいを持つことのできる心豊かな生活や文化芸術等の資源を生かした来訪者（来県者）の増加や地域の活性化等が掲げられています。

イ 滋賀県文化振興基本方針（第 4 次）

- ・ 令和 8 年（2026 年）3 月に、「滋賀県文化振興基本方針（第 4 次）」（計画期間：令和 8 年度（2026 年度）～令和 12 年度（2030 年度））が策定されました。
- ・ 同方針は、文化の振興に関する総合的かつ長期的な目標、文化振興施策の方向などを明示することによって、文化振興施策を総合的かつ効果的に推進し、文化の力により豊かで活力ある滋賀を実現することとしています。
- ・ 文化芸術の力で心豊かな活力ある滋賀を創ることを目標に、施策の方向性として「場を広げる（インクルーシブ⁴な文化芸術の推進）」、「人を育み、支え、つなげる（文化芸術を未来につなぐ）」、「滋賀の魅力を高める（文化的資産や文化芸術の魅力の再認識および価値の創造）」を掲げています。

ウ 滋賀の教育大綱（第 4 期滋賀県教育振興基本計画）

- ・ 令和 5 年（2023 年）12 月に、本県における教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱および教育の振興のための施策に関する基本的な計画として、「滋賀の教育大綱（第 4 期滋賀県教育振興基本計画）」（計画期間：令和 6 年度（2024 年度）～令和 10 年度（2028 年度））が策定されました。
- ・ 同大綱は、「未来を拓く心豊かでたくましい人づくり～『三方よし』で幸せ育む滋賀の教育～」を基本目標として、総合的かつ体系的に施策を推進することとされています。
- ・ 同大綱では、全体的な方向性の一つとして、学校教育はもとより、生涯学習のあらゆる場面で、より一層滋賀に学ぶ教育を展開する「滋賀に学ぶ教育」が示されている。

⁴ すべてを含んだ、包括したという意味のことばであり、エクスクルーシブ（exclusive）「他人を入れない、排他的な」の対義語です。関連する表現として、ソーシャルインクルージョン（社会的包摂）やインクルーシブ教育があります。

るほか、実施する主な施策として、滋賀の豊かな自然・歴史・文化に親しむ学びの推進などが掲げられています。

エ 美の魅力発信プラン

- ・ 令和3年（2021年）3月に、「美の魅力発信プラン」（計画期間：令和3年度（2021年度）～令和7年度（2025年度））（以下、プラン）が策定され、「美の魅力にあふれる滋賀をみんなの美術館に」をコンセプトに、県立美術館を核としながら、滋賀の美の魅力を発信する取組を推進してきました。
- ・ プランの具現化に向けて掲げられている施策展開の4つの柱のうちの 하나가「美術館改革」であり、再開館後の展開やさらなる施設機能の向上の検討などが示されています。

オ 滋賀県障害者文化芸術活動推進計画（第2次）

- ・ 令和6年（2024年）3月に、「滋賀県障害者文化芸術活動推進計画（第2次）」（計画期間：令和6年度（2024年度）～令和10年度（2028年度））が策定されました。
- ・ 同計画は、障害者の文化芸術活動の推進に関する総合的かつ長期的な目標、障害者文化芸術施策の方向性などを明示することによって、障害者文化芸術施策を総合的かつ効果的に推進し、障害者の文化芸術による共生社会の実現を目的としています。
- ・ 県立美術館には、障害の有無にかかわらず、誰もが優れた作品を鑑賞できる展覧会の開催やアール・ブリュット作品の収集・展示によるアール・ブリュットの魅力の発信等の役割が求められています。

カ びわこ文化公園都市⁵将来ビジョン

- ・ 立地する施設・機関が相互に機能を高め合う「機能連携」の観点に基づき平成24年（2012年）8月に策定された「びわこ文化公園都市将来ビジョン」は、周辺環境や社会情勢の変化等（県立美術館の再開館も含まれます。）を踏まえ、令和5年（2023年）3月に改定されました。
- ・ 県立美術館は、引き続きびわこ文化公園都市における文化芸術の中核施設としての役割が期待され、各施設との連携による子どもや若者の学びや成長を育む取組、機能の充実・連携強化に向けた取組の実施などが方向性として示されています。

キ 滋賀県立美術館魅力向上ビジョン

- ・ 美術館において、積み残しとなっている施設機能や面積の課題に対応するととも

⁵ びわこ文化公園都市は、大津市瀬田・上田上地域から草津市に広がる丘陵地にあり、3つの大学（滋賀医科大学、立命館大学、龍谷大学）をはじめ、文化、芸術、医療、福祉、教育、研究、レクリエーション等の多様な施設が集約する地域。

に、ソフト・ハードを含めた機能向上の方向性を整理したものです。本整備基本計画は、このビジョンを具体化するものとしての性格を持ちます。

- ・ 「子どもも大人も来たくなる、未来をひらく美術館」を目指す姿とし、5つのコンセプトとして、「①子どもたちがアートに出会い親しむことができる」、「②コレクションを通して多様性を深く考えることができる」、「③滋賀の文化の息吹を感じることができる」、「④誰にとっても居心地が良くウェルビーイングを高めることができる」、「⑤公園と一緒に楽しむことができる」を掲げています。

ク 滋賀県立美術館整備基本計画（骨子）

- ・ 令和6年度から2か年度かけて検討を進めている本整備基本計画について、令和6年度末の中間時点で検討の方向性等を整理しました。
- ・ 令和6年度は、意見・ニーズ把握、部局横断的な情報共有・検討、整備における技術的要件の検証、公園と一体となった魅力向上策の検証等を行い、主な課題を整理したのち、検討の方向性として「既存館の改修」、「増築」、「公園と一体となった整備」、「子どもがアートに親しめる環境整備」を柱とし、詳細の検討を進めていくこととしました。

(3) 美術館を取り巻く状況

ア 文化芸術基本法の改正

- ・ 文化芸術そのものの振興に加え、観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等の文化芸術に関連する各分野の施策を総合的に推進するため、平成13年（2001年）に制定された文化芸術振興基本法が改正され（「振興」を削り）、文化芸術基本法として平成29年（2017年）6月23日に施行されました。
- ・ 同法の基本理念が示されている第2条に、年齢、障害の有無、経済的な状況にかかわらず文化芸術を享受できる環境の整備や乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性、学校等・文化芸術活動を行う団体・家庭・地域の相互連携などが新たに規定されました。

イ 博物館法の改正

- ・ 近年、博物館に求められる役割が多様化・高度化していることを踏まえ、法律の目的や博物館の事業等を見直すなど、これからの博物館が、その求められる役割を果たしていくための規定を整備するため、博物館法の一部改正が行われ、令和5年（2023年）4月1日に施行されました。
- ・ 同法の目的について、社会教育法に加えて文化芸術基本法に基づくことが定められたほか、博物館の事業に博物館資料のデジタル・アーカイブ⁶化が追加され

⁶ 博物館や美術館等の収蔵品をデジタル化して記録、保管することをいいます。電子データにすることで、様々な人がインターネット等を通じて閲覧、利用できるようになります。

るとともに、他の博物館等と連携・協力すること、および地域の多様な主体との連携・協力に基づき文化観光などの活動の推進を図り、地域の活力の向上に取り組むことが努力義務とされました。

ウ 孤独・孤立対策推進法の制定

- ・ 総合的な孤独・孤立対策（孤独・孤立の状態⁷となることの予防、孤独・孤立の状態にある者への迅速かつ適切な支援等）に関する施策を推進することを目的として、令和6年（2024年）4月1日に孤独・孤立対策推進法が施行されます。
- ・ 同法第4条において、地方公共団体には、区域内における当事者等の状況に応じた取組を実施することが求められています。

エ 地球温暖化対策推進法の改正

- ・ 気候変動に大きく関わっている温室効果ガスの排出量削減を推進するため、平成10年（1998年）に「地球温暖化対策推進法」が成立しました。令和3年（2021年）の法改正では、令和32年（2050年）までのカーボンニュートラル⁸実現が位置付けられ、脱炭素に向けた取組・投資やイノベーションを加速させるとともに、地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化の取組や企業の脱炭素経営の促進が求められています。

オ 国際博物館会議（ICOM）⁹の博物館定義の改正

- ・ 令和4年（2022年）に開催された ICOM プラハ大会において、新しい博物館の定義が採択され、平成19年（2007年）の ICOM ウィーン大会以来、15年ぶりに博物館の定義¹⁰が改められました。

⁷ 孤独・孤立対策推進法第1条で「社会の変化により個人と社会及び他者との関わりが希薄になる中で、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態」と定義されています。

⁸ 温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることを意味します。（環境省 HP「脱炭素ポータル」）

⁹ 国際博物館会議（international council of museums (ICOM)）は、昭和21年（1946年）に、博物館の進歩発展を目的として創設された国際的な非政府組織です。日本での活動を推進する目的で、昭和26年（1951年）に ICOM 日本委員会が設立されました。

¹⁰ 博物館は、有形及び無形の遺産を研究、収集、保存、解釈、展示する、社会のための非営利の常設機関である。博物館は一般に公開され、誰もが利用でき、包摂的であって、多様性と持続可能性を育む。倫理的かつ専門性をもってコミュニケーションを図り、コミュニティの参加とともに博物館は活動し、教育、楽しみ、省察と知識共有のための様々な経験を提供する。（ICOM 日本委員会 HP）

第2章 滋賀県立美術館の目指す姿

(1) 「子どもも大人も来たくなる 未来をひらく美術館」

滋賀県立美術館では、県立美術館が抱える様々な課題や美術館を取り巻く社会情勢の変化に対応するため、外部有識者で構成した滋賀県美術館協議会美術館魅力向上検討部会での議論を踏まえ、県立美術館の新たな方向性について調査・検討し、令和6年(2024年)3月に「滋賀県立美術館魅力向上ビジョン」を策定しました。同ビジョンでは、県立美術館の目指す姿を次のように定めました。

「子どもも大人も来たくなる 未来をひらく美術館」

滋賀県立美術館では様々なアート¹¹に出会えます。江戸時代の屏風。1960年代にアメリカで描かれた、変わった形の大きな絵画。人間国宝に認定された人による着物や工芸。障害のある人が思いのままにつくった絵画や彫刻もあれば、若いアーティストによるにぎやかな映像もあります。そうした多種多様な作品を、なぜ私たちは収集し、保管し、展示しているのでしょうか。

それは、みんなの未来のためにほかなりません。美術館は、異なる時代の作品、違う文化圏に属する人たちがつくった作品を並べて展示することができる施設です。来館者はそれらを比較しながら、他の人がどんなことに心を震わせたか、そこではなにが伝えられようとしているのかを、じっくりと考えることができます。こうした時間を通じてこそ、人は、多様な価値観がこの世界には存在しているという事実をしっかりと受け入れることができ、そして未来に向かって歩を進めていくことができるのではないのでしょうか。

その一步をいつ踏み出すべきか。今後世界はますます複雑になっていくだろうことを考えると、早いうちからアートに触れることが大事だと言えるでしょう。そこで私たち滋賀県立美術館は、今まで以上に子どもとのかかわりを大切にしていこうと考えました。少子高齢化が叫ばれる時代ですが、滋賀県は県全体の15歳未満人口の割合が全都道府県の中で2番目に高い水準¹²にありますし、そもそも当館は、緑豊かな公園の中にあるのです。もちろん、大人とのかかわりも重要です。その際、美術愛好家だけではなく、アートを潜在的に必要としているだろう人たちにアプローチすることも大事だと考えています。

子どもから大人まで、様々な方のライフコース¹³に伴走し、一人ひとりの未来に寄り添う存在になろう。福祉、医療、学校、企業など多様な主体との連携を通して、個人や社会のウ

¹¹ アートを厳密に定義することは難しいですが、本ビジョンでは美術よりも幅広い内容(音楽、演劇、舞踊など)を含む言葉として使用しています。

「芸術はartの訳語であり、美術は視覚によってとらえることを目的として表現された造形芸術(視覚芸術)の総称である。アートと芸術とはほぼ同義であり、美術より広い概念であろう。(中略)人間の営みはすべてアート、人間の五感すべてにアートは存在し、視覚、聴覚、味覚、嗅覚、触覚、つまり感覚はすべてアートにつながるという考え方がある。」境新一著(2017)『アート・プロデュース概論』中央経済社 pp.3-4

¹² 総務省の人口推計(令和4年(2022年)10月1日)によると、本県の15歳未満人口の割合は13.2%で、沖縄県(16.3%)に次いで全都道府県の中で2番目に高い水準です(佐賀県と同率)。

¹³ 「ライフコース」とは、時期が来れば自動的に次の段階へ移行する「サイクル」ではなく、特定の社会のなかで、時代と格闘しながらさまざまな個人がそれぞれの立場で構築していく人生の軌跡(コース)の多様さを、多様なままにとらえようとするものである。」岩上真珠著(2013)『ライフコースとジェンダーで読む家族[第3版]』有斐閣 p.34

エルビーイングの向上に貢献しよう。そんな思いが、「子どもも大人も来なくなる 未来をひらく美術館」というビジョンには込められています。このビジョンを実現するためには、これまで美術館にまったく興味がなかった人、なんらかの理由で美術館まで来ることが難しい人、そうした人たちとも少しでもつながりをつくる努力をしていかなければなりません。それは決して簡単な道行きではないでしょう。それでも、いつの日か、その存在を知っていること自体を誇りに思ってもらえるような美術館になることを目指して、私たちは新たなチャレンジを始めます。

滋賀県立美術館魅力向上ビジョン P 3

また、同ビジョンでは、目指す姿のほか、現状分析、目指す姿を導く5つのコンセプト、アクションプラン、期待される効果を次のようにまとめました。

滋賀県立美術館魅力向上ビジョンの概要

1. 現状分析

強み（内部資源・環境のプラス要素）

- ・世界的に見ても有数のアール・ブリュットのコレクション
- ・近代日本画や滋賀ゆかりの美術・工芸等、現代美術の特徴的なコレクションと、関連する調査研究や展示の実績
- ・教育交流事業（ワークショップやアウトリーチ等）の実績
- ・自然環境豊かなびわこ文化公園内に立地
- ・近隣に図書館、大学等教育機関や医療、福祉などの専門機関が多く立地
- ・高速道路からのアクセス利便性

弱み（内部資源・環境のマイナス要素）

- ・展示室の面積が都道府県立美術館としては狭く、コレクションの展示機会、巡回展や新機軸の展覧会の開催に制約
- ・収蔵庫の収容力に余裕がなく、今後の作品増加への対応に支障
- ・展覧会観覧者数が長期的に減少傾向
- ・既存施設の老朽化
- ・ギャラリーの展示環境や面積、搬入動線に制約
- ・野外空間の活用が不十分
- ・駅や近隣施設間の公共交通機関でのアクセスが不便
- ・びわこ文化公園内の園路の歩行環境や案内表示の整備が不十分

機会（外部資源・環境のプラス要素）

- ・びわこ文化公園へのPark-PFI制度の導入
- ・県全体の15歳未満人口の割合が、全都道府県の中で上位2番目
- ・新名神高速道路の延伸による交通アクセスのさらなる向上
- ・改正博物館法や文化観光推進法の施行等、美術館への新たな役割の期待
- ・国の第4期教育振興基本計画において全国の博物館・美術館等の機能強化・設備整備の促進が明記

脅威（外部資源・環境のマイナス要素）

- ・余暇の過ごし方の選択肢が多様化し、全国的に美術館のリニューアルや新設が相次いで行われる中、県立美術館の存在感が相対的に低下
- ・展覧会の開催経費（輸送費、保険料等）や館の運営経費（委託費、光熱費等）が高騰

2. 目指す姿



3. アクションプラン

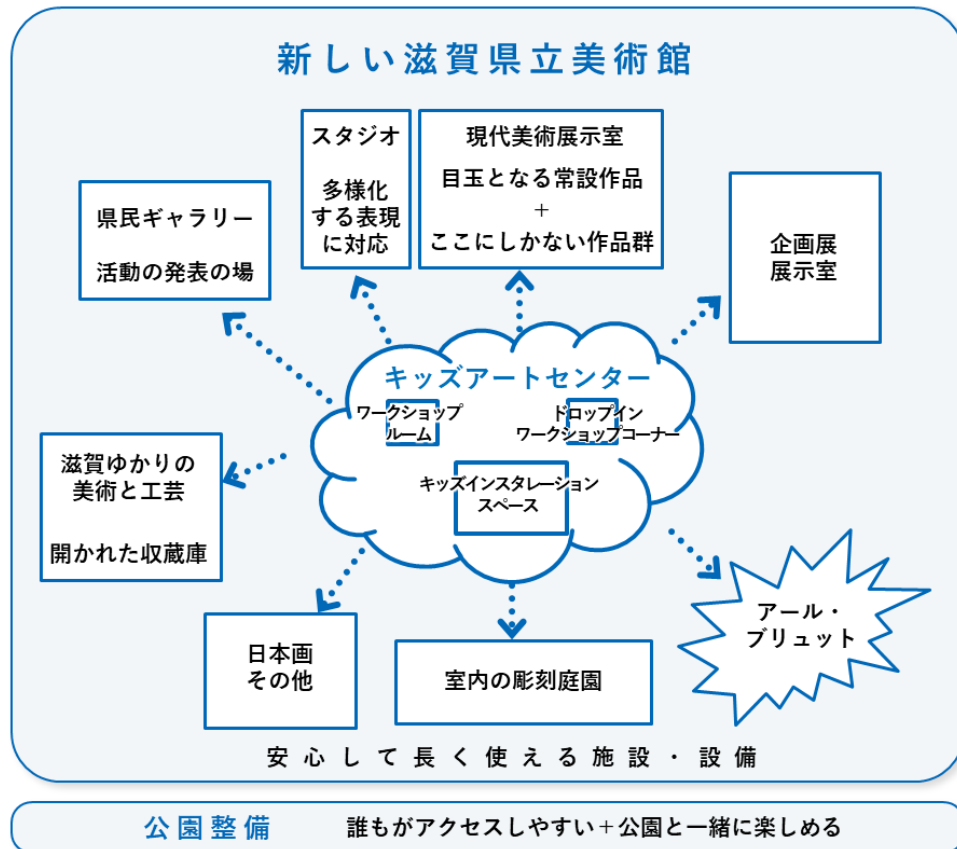
- ①ビジョンの実現に向け、施設・設備の機能の充実を目指した整備基本計画の策定
- ②県民をはじめとする様々な方と一緒に、県立美術館のこれからについて考える機会をもつなど、多様な主体との対話を通じた検討の実施
- ③案内表示や植栽の改良、野外作品の充実と活用などによる、県立美術館と公園の一体的な魅力の向上や県立美術館までのアクセスの改善
- ④コレクションの継続的な充実と活用、県立美術館ならではの展示の展開・発信
- ⑤子どもや子ども連れが気軽に県立美術館に親しむことのできる取組の実施
- ⑥県庁各部署や周辺の教育・医療・福祉機関、企業、市町等をはじめとする各機関との連携の強化
- ⑦県立美術館を核とする文化観光の展開や高付加価値化の取組による観光振興・経済活性化
- ⑧企画展の組立ての精査や鑑入確保の取組の強化等による、持続可能な運営体制の構築

4. 期待される効果

- ・子どもから大人まで、障害の有無や国籍等にかかわらず様々な立場の方が気軽に県立美術館を訪れ、滞在する時間を楽しむことで、日常が豊かになります。
- ・関西・中京圏を中心に、全国、さらには海外からも「わざわざ来ていただける」美術館として、滋賀県の認知度の向上に寄与するとともに、経済・観光面への波及効果をもたらします。
- ・次の時代を担う子どもたちが、多様な表現・価値観に出会う体験を通じて、他者や異なる文化に対して関心を持てるようになります。
- ・県立美術館ならではの先駆的な取組を通じて、広く社会に創造や問いかけの種をまき、新たな展開を生み出します。

(2) 整備の概念図

ここでは、先述の「滋賀県立美術館魅力向上ビジョン」の方向性を実現するため、本整備基本計画により具体化しようとする新しい滋賀県立美術館の整備後の概念図を示します。



概念図のポイント

- 1. 美術館活動の中心にキッズアートセンターを据える**
 - 美術館の片隅ではなく、中心にあると感じてもらえる存在として位置づける
 - 美術館は「子どもにも大人にも開かれ、未来へつながる場所」であることを示す
 - 将来的には県内キッズなら、一度は滋賀県立美術館に来たことがあるように
 - 日本におけるキッズ分野のリーディングミュージアムとなることが期待できる
 - 2. 県民共有の財産であるコレクションの有効活用を図る**
 - 所蔵作品が十分に公開できておらず、美術館への親しみや共感が育ちにくい現状を打破
 - 国内随一の質を誇る戦後アメリカ・日本の現代美術や世界有数のアール・ブリュットコレクションの空間を持つことで全国的にユニークな美術館となる
 - これにより、滋賀ゆかりの美術・工芸等もしっかりと展示でき、県立の美術館としての意義をより感じてもらえる
- 県立美術館をゲートウェイにして滋賀が、「世界」と、もっとつながっていく
 - ここにしかないアートとの出会いを求めて「世界」の人たちが、滋賀を目指してやってくる

(3) 整備のポイント

ここでは、(2)整備の概念図で示した事項のうちから、整備のポイントとなる事項を示します。

NEW

キッズアートセンターの誕生

キッズアートセンターは、未来の、クリエイティブな滋賀に向けての投資

子どもたちが、早い時期から、難しくはない形で本質的なアート体験をできる場を用意することは、子どもの権利に鑑みて、行政がすべきことのひとつである。また、これを美術館が実施するというのは、未来の観客を育てることにとどまらず、将来、クリエイティブな人材が県内からより多く輩出されていくようになるための布石でもある。

●キッズインスタレーション¹⁴スペース

遊びながらアートに親しめる体験型・参加型の展示空間

アーティストやデザイナーとのコラボレーションによって、芸術を感じる心や創造性を育むことが期待できるインスタレーションやプログラムを開発、実践する。パリのポンピドゥー・センターが実施している子どものためのアートスペースなど先進事例を参考とする。（年1回程度の定期的な展示替えを想定）
学校との連携により団体観覧の受け入れを積極的に行うとともに、それをきっかけに何度も家族で来館してもらえよう取組を進めていく。



●ドロップインワークショップコーナー

常設展示室近くに設ける予約不要の創作コーナー

展示をきっかけに、創作意欲や好奇心を刺激し、自発的な体験や表現を通じてさらなる気づきや学びを提供する。
大人も一緒に楽しみ、世代間コミュニケーションの場を提供する。

¹⁴ 本整備基本計画では、インスタレーションとは、展示空間を含めて作品とみなす手法のことを指しています。

●ワークショップルーム

子どもから大人まで、創作活動を楽しめる空間

平日は、学校団体鑑賞の受け入れ。週末は、一般向けワークショップ等
一区画は、開館時間中なら自由に入出入り可能で、自分で好きに創作もで
きるフリースペースを設け、居心地よくサードプレイス¹⁵としても利用さ
れる空間



NEW

コレクション展示の充実+スタジオを増設

●現代美術コレクション展示室

光をキーワードに、ここにしかない現代美術の展示棟をつくる



今、世界の主要美術館ではスタンダードとなっている外光の入る気持ちのよい展示空間をつくり、滋賀県が着実に収集してきた 20 世紀後半のアメリカ美術のコレクションを常設展示。ロスコやスタイルなど、アジアではここで見られない奇跡のコレクションがあることを打ち出していく。

¹⁵ 家庭（第1の場所）や職場・学校（第2の場所）ではない、地域社会における「第3の居場所」のこと。社会的地位や役割に縛られず、個人として交流や休憩ができる場所を指し、コミュニティの活性化や孤独感の解消に寄与する役割を持つとされています。レイ・オルデンバーグ著（忠平美幸訳）（2013）『サードプレイス：コミュニティの核となる「とびきり居心地のよい場所」』みすず書房

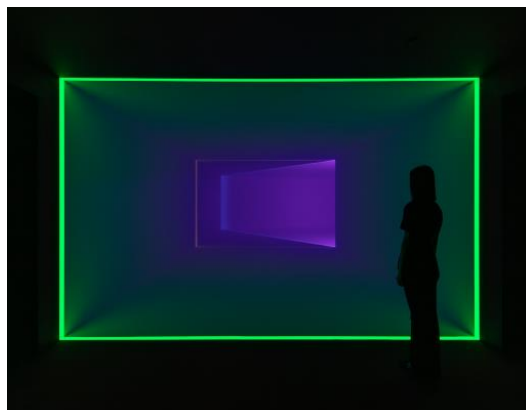
また、目玉となる作品として、滋賀県立美術館のシンボルとなるような話題性のある作品を新規に収蔵し恒久設置することで、「滋賀でしか実現できないアートとの出会い」をより魅力的なものとする。

（参考）検討作品例

没入型（イマーシブ）作品の元祖とも言えるジェームス・タレルのインストレーション作品

光そのものを使った体験型アートであるタレルの作品は、美術史、心理学、生理学、哲学の知識がなくても、「見るとはなにか」「色とはなにか」「感じるとはなにか」ひいては「今ここに立っている私とはなにか」を深く考えさせてくれる点が高く評価されており、高松宮記念世界文化賞も受賞している。

2013 年のグッゲンハイム美術館での個展には 47 万人が訪れたように、アートファン以外にも絶大な訴求力を持っている。



James Turrell, *The Wedge*, 2025 ©James Turrell



James Turrell, *The Looking Glass, Wide Rectangular Curved Glass*, 2021 ©James Turrell

●アール・ブリュットコレクション

世界に誇るアール・ブリュットのコレクションで世界各地と連携

しっかりとしたボリュームで常設的に鑑賞できる環境の整備
関連情報を紹介するコーナーも併設

今や世界有数の規模となったアール・ブリュットのコレクションを、滋賀が収集することになった歴史的背景を含めて常設展示をしていくことで、滋賀の文化的な歴史と強みを国内外にアピールしていく。

●滋賀ゆかりの作品をいつでも鑑賞できる開かれた収蔵庫としての展示室 オープン・ストレージ（開かれた収蔵庫）×滋賀ゆかりのアート

保管と公開の機能を兼ね備えた

開かれた収蔵庫として展示室を再整備

県民の財産であるコレクションの数々を保管しながら、公開機会を確保する（収蔵対象は、工芸作品など保存環境を踏まえ検討）

滋賀ゆかりの美術・工芸は、従来の選抜型（セレクトティブ）ではなく、収蔵庫のような集積型の展示室とすることで、より多くの作品をいつでも見てもらえるように。これにより、美術館のコレクションは県民の共有の財産であることを明確に示し、シビックプライド¹⁶の醸成にもつなげる。



¹⁶ 「市民が都市に対してもつ誇りや愛着をシビックプライド（civic pride）と言うが、日本語の郷土愛とは少々ニュアンスが異なり、自分はこの都市を構成する一員でここをより良い場所にするために関わっているという意識を伴う。つまり、ある種の当事者意識に基づく自負心と言える。」伊藤香織（2008）「シビックプライドとは何か」伊藤香織＋紫牟田伸子（監修）シビックプライド研究会（編）『シビックプライド』宣伝会議 p.164

● 室内の彫刻庭園

外光の入る空間で、様々な彫刻に出会う

様々な彫刻作品・立体作品を、外光が入り公園の緑が見える室内空間に展開することで、晴れの日も雨の日も楽しめる彫刻庭園を実現

コンスタンティン・ブランクーシ、アレクサンダー・コールダー（カルダー）、イサム・ノグチ、アンソニー・カロ、ドナルド・ジャッド、カール・アンドレといった 20 世紀の彫刻を語る上で欠かせない作家たちの彫刻作品・立体作品、ロバート・ラウンシェンバーグが信楽の工房と協働して制作したユニークな作品、制作拠点として近年注目を集める信楽で制作された様々な作家の作品などを常設。写真が撮れるだけでなく、ゆっくりとスケッチをできるようにイーゼルや画材も準備。

● 日本画その他コレクション展示室

日本画の佳品を、「背景」や特徴的技術を学びながら愉しめる

木を基調とした落ち着いた雰囲気の中で日本画の作品を鑑賞できるだけでなく、「日本画（Japanese-style painting）」という概念が明治期に成立することになった背景や、その技術的・素材的特徴についても知ることができる展示室。

当館が誕生するきっかけのひとつである作品群を寄贈された小倉遊亀は、女性としてはじめて日本美術院の理事長になった画家で、現在当館は 60 件以上を収蔵している。また彼女が属した日本美術院による近代日本画を、当館は収集方針の筆頭に掲げ、結果、安田靉彦らの佳品を所蔵することとなった。その日本美術院の活動が、近代以降に「日本画」という概念が成立し発展していくプロセスに決定的な役割を果たしたことに鑑み、今回の整備では、日本画の展示室のコンセプトを一新する。もちろんそこでは、日本美術院以外の画家たちの作品、たとえば滋賀県出身で京都画壇を代表する存在となった岸竹堂（20 件以上）や山元春挙（60 件以上）といった、全国に誇るコレクションも展示する。

● スタジオ

素材や形式の制約から自由な、新しい美術館ならではの展示室

映像インスタレーション、サウンドインスタレーション、パフォーマンス、参加型、水や土を使った作品など、多様化する表現に対応できる展示室

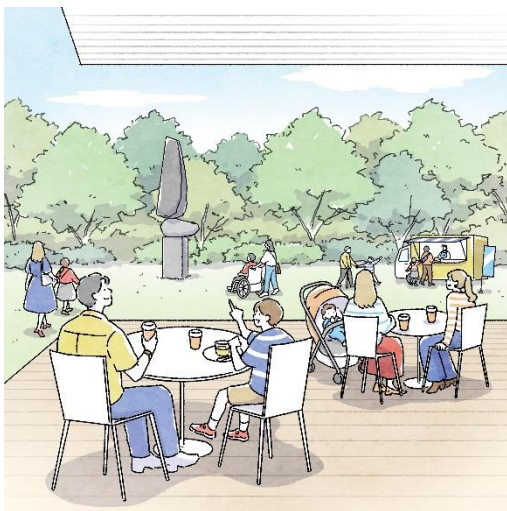
美術館による利用を基本としつつ、貸出も可能に（県民ギャラリー¹⁷とあわせての一体的利用を想定）

¹⁷ 県民をはじめとする皆さんが、創作活動の発表などの場として利用できる貸し会場

NEW

一人ひとりが「居場所」を感じられる、活動の場にもなる美術館に

●誰にとっても居心地が良い空間の充実



館内スロープの改善、カームダウンスペース¹⁸の新設

公園と一緒に楽しめる憩いの空間の充実（ショップ&カフェの充実を含む）

彫刻作品を眺めながらくつろげるエリアの充実

館内のカフェコーナーに加え、新たにキッチンカーとテラス席による飲食の提供

誰でもいつでも楽しめる、創作コーナーの充実
（再掲 ドロップインワークショップルーム、
ワークショップルーム） 等

●生まれ変わる県民ギャラリー

より多くの県民や団体の創作や活動の発表の場として使っていただきやすいように増築側へ新築移転

現在エントランスを利用している搬入出について、来館者動線と重ならない専用搬入出口を設けるとともに、作業しやすい照明や区分使用しやすい可動壁の設置など展示環境の改善



¹⁸ 周囲の音や光など、外部からの刺激が苦手な人にとっては、人混みや大きな音、強い光などが社会的バリアとなります。これらが原因で感情やストレスが高まった時に、外からの音や光、目線を遮ることで、気持ちを休ませ落ち着かせる居心地の良いプライベートな空間のことを指しています。

NEW

びわこ文化公園と一体となった整備で公園全体の魅力を向上

子どもも大人も、誰もが公園の自然の中でアートや文化、歴史に触れ、楽しめる空間の実現をめざして、公園を含めた一体的な整備を行う

●わくわくする美術館アプローチと公園内の回遊性を向上

夕照の庭や六角広場をアプローチに組み込み、園路等を改善することで美術館へのアプローチと、図書館、埋蔵文化財センター、わんぱくはらっぱ等との一体化をより強化

美術館と園内各所を楽しみながら移動できる工夫や園内サインにアートの視点を入れた案内表示

●野外作品の設置

アートに親しむきっかけや公園のシンボルとなるような作品を屋外、公園内に設置



●アクセシビリティの向上

新しいエントランス設置により駐車場・バス停からの歩行距離を短縮

美術館入口付近に障害者・高齢者用駐車区画や学校団体のバス等の来館にも対応できる停車スペースを確保

バス停の改善

各駐車場の混雑状況がわかる管制システムの導入検討

交通機関との連携による、美術館へのアクセスとしての演出や利便性の向上

第3章 滋賀県立美術館の現状と課題

美術館の現状と課題について、再開館後の現状を概観し、立地や施設面の現状や課題を整理します。開館から40年が経過し、喫緊の課題対応に係る改修はしてきましたが、積み残しの課題があり、改修や機能の充実にかかる整備の必要性が生じています。

(1) 再開館後の現状

ア 利用者

令和3年(2021年)の再開館後の比較として休館前の平成28年度(2016年度)と令和6年度(2024年度)を比較すると、利用者数は11万人と同程度¹⁹、来館者満足度は、78%から95%に増加²⁰、中学生以下の利用者の割合は、4%から11%、障害者の利用者の割合は、3%から5%にそれぞれ増加しています。利用者数は横ばいですが、満足度や子ども、障害者の利用割合は増加しています。

(参考) 利用者数等

年度	展覧会観覧者数							教育・交流事業		来館者数
	常設展 (a)	企画展 (b)	計 (a)+(b)	日数	内中学生以下	内障害者等	計 (c)	内ギャラ リ入場者数	利用者数計 (a)+(b)+(c)	
H28年度	24,061	36,821	60,882	273	3.8%	3.2%	49,328		110,210	—
R3年度※ (R3.6.27-R4.3.31)	22,475	29,605	52,080	183	9.7%	5.0%	4,109	268	56,189	58,776
R4年度 (R4.4.1-R5.3.31)	36,404	34,119	70,523	296	9.4%	4.3%	16,343	10,638	86,866	61,520
R5年度※ (R5.4.1-R5.12.20)	26,908	23,294	50,202	213	12.2%	5.3%	21,066	14,509	71,268	47,569
R6年度※ (R6.4.20-R7.3.31)	34,801	31,950	66,751	265	11.1%	4.5%	42,563	19,596	109,314	63,575

※工事による休館:H29.4.1~R3.6.26およびR5.12.21~R6.4.19まで

イ コレクション

滋賀県立美術館のコレクションは、以下の5つが収集方針の柱となっています。昭和59年(1984年)の開館前後から、滋賀ゆかりの作家の作品、近代日本画、現代美術を軸に作品を収集してきました。さらに平成28年(2016年)から国内の公立美術館として初めて、アール・ブリュット、令和3年(2021年)から芸術文化の多様性を確認できるような作品も新たな柱として加えています。全国の都道府県立美術館の中でも作品数として多い方ではありませんが、注目される特徴的なコレクションを形成しています。

- (ア)日本美術院を中心とした近代日本画 … 小倉遊亀、安田靉彦、速水御舟など
- (イ)滋賀ゆかりの美術・工芸等 … 志村ふくみ、清水卯一、野口謙蔵など
- (ウ)戦後アメリカと日本の現代美術 … ロスコ、ステイル、白髪一雄など

¹⁹ 各展覧会、教育交流事業、ギャラリー利用などを合計した数

²⁰ 利用者アンケートにおいて「大変良かった」または「良かった」と回答した割合

- (エ)アール・ブリュット … 2016 年から収集開始。世界的にも有数の所蔵作品数
 (オ)芸術文化の多様性を確認できるような作品 … 2021年から収集方針に加わる

(参考) 令和 7 年 (2025 年) 3 月時点の収蔵件数

部門	計
日本画・郷土	1,303
現代美術	636
アール・ブリュット	790
計	2,729



小倉遊亀コーナー 展示風景



志村ふくみ 《湖上夕照》 1979 年 滋賀県立美術館蔵



現代美術 展示風景



澤田真一 《無題》 2007 年 滋賀県立美術館蔵

ウ 展示や取組

令和3年度（2021年度）の再開館以降、「つくる冒険 日本のアール・ブリュット 45 人展」、「滋賀の家展」、「志村ふくみ展」をはじめ当館ならではの独自企画展や、「川内倫子展」、「笹岡由梨子展」のような滋賀にゆかりの作家をとり上げた展示、さらに近年は「みかたの多い美術館展」、「ザ・キャビンカンパニー展」など子どもをはじめ多くの人々が美術に親しめる展示にも力を入れ、コレクションを軸としながらも、多彩なテーマで展覧会を開催しています。

ラーニングの取組としては、学校との連携による「スクールプログラム」の充実、参加者同士が対話をしながら作品への理解を深める「対話鑑賞」の定例開催を令和6年（2024年）から開始したほか、令和7年（2025年）からは「やわらか大計画」と称して、障害や高齢など様々な理由で美術館にこれまで来ていただけなかった方に美術館に親しんでいただき、より多くの方のウェルビーイングや社会的処方にも資する取組を開始しています。

さらに、地域団体との連携による「みんなでつくる！みんなで楽しむ！美術館の夏祭り」や経済界との連携による「ナイトミュージアム」など新たな展開、さらには企業からの寄附による土曜日・日曜日の常設展示の無料化やロビーコンサート開催など、幅広い協力を得ながら事業の充実に努めています。



撮影：麦生田兵吾

つくる冒険展 日本のアール・ブリュット 45 人



笹岡由梨子のパラダイス・ダンジョン



対話鑑賞



撮影：おさんぽカメラ

美術館の夏祭り 2025 年

(2) 立地の現状と課題

ア 現状

- ・ 瀬田丘陵に位置する県営都市公園「びわこ文化公園」(約 43ha) 内に立地し、県立図書館や県埋蔵文化財センターなどが近接しています。
- ・ JR 瀬田駅から最寄りのバス停まで 10 分程度、そこから徒歩 5 分程度です。
- ・ 新名神高速道路草津田上インターから 5 分程度で、歩行が困難な方などのための駐車場を除き美術館専用の駐車場はありませんが、公園の駐車場(無料・3 か所)を利用することができます。
- ・ 令和 5 年度(2023 年度)に、公園に Park-PFI 制度が導入され、公園内にカフェやノマドルーフ(大屋根の休憩所)、インクルーシブトイレなどが整備されました。

イ 課題

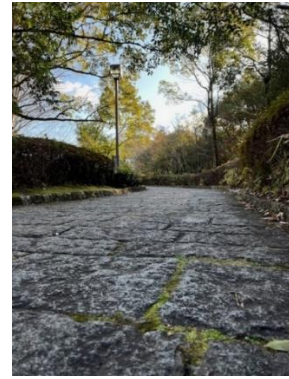
- ・ 都市型の美術館と比較すると、公共交通機関でのアクセスが良いとはいえません。
- ・ 公園内や県立美術館の敷地内の案内表示が十分ではないため、バス停や駐車場からの行き・帰りにおいて、利用者が迷われることがあります。
- ・ バス停や駐車場からのアプローチの一部に勾配や凹凸のある箇所があり、特に障害のある方や子ども連れやベビーカーの利用などの障壁になっています。
- ・ 公園内に日陰空間が不足しており、真夏の日差しや雨をしのぐことができる場所がほとんどありません。特に「県立図書館・美術館前」バス停には屋根等がなく、吹きさらしになっています。
- ・ 県立美術館とわんぱく原っぱ(様々な遊具が設置された広場)との間に切通しを設けて往来環境を改善(令和 2 年(2020 年)開通)しましたが、わんぱく原っぱを訪れている子ども連れなどを美術館に引き込めていません。
- ・ 隣接する県立美術館と県立図書館の間で、相互の行き来を促す環境が整っていません。
- ・ 駐車場が 3 か所(東駐車場、西駐車場、北駐車場)に分かれているため、各駐車場の混雑状況が把握しにくいことから、利用者に混乱が生じています。また、駐車場自体のサインが不明瞭であるため、どの駐車場に停めたのかわからなくなる方もいます。
- ・ 特に土日祝は公園の利用者が多く、駐車場が満車になることがあります。
- ・ 東口のゲートから公園内に車両を乗り入れることが可能で、歩行が困難な方などは県立美術館に隣接する駐車場に 4 台駐車することができますが、場所が分かりにくく満車になることもあるほか、大型バスは駐車できません。また、運営の都合上、ゲートが無人になる時間帯があり、利用者のアクセスに支障をきたしています。



わんぱく原っぱ
(写真奥の木のすぐ先に県立美術館
がありますが、案内表示等がない
ため県立美術館の存在をアピール
できていません)



切通し
(令和2年度(2020年度)
に開通したが、美術館へ
のアプローチに求めら
れる雰囲気には乏しい)



勾配や凹凸のある園路
(夕照の庭から県立美術館の間)

令和2年度(2020年度)に老朽
化した遊具が撤去されて以
来、そのままになっている



(3) 施設面の課題

竣工以後、約 40 年が経過し、喫緊の老朽改修等を行っています。以下のとおり抜本的な施設改修や設備更新が必要な状況です。なお、施設面の課題についてはビジョンや骨子においても整理しています。

ア ワークショップルーム、キッズスペース

- ・ 創作活動を行うワークショップルームが一般の利用者の動線から離れた場所にあるため、その存在や活動の様子が認知されにくくなっています。また、学校団体の受け入れスペースに制約があります。
- ・ キッズスペースの存在や無料で利用できることなどの周知が不十分なため、公園を利用する子ども連れなどを積極的に取り込めていません。

(将来を見据えた対応)

- ・ 子どもがアートに親しめるための体験型・参加型の展示空間の充実 等

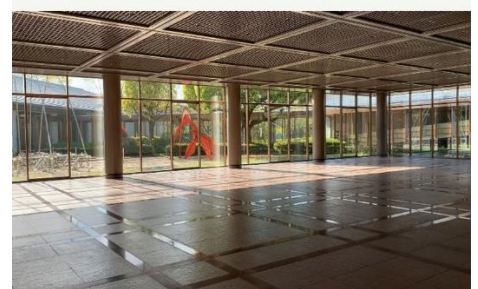


イ ギャラリー（県民ギャラリー）

- ・ 施設の構造上、ギャラリー専用の作品搬入出口がなくエントランスを使用するため、作品搬入出作業に制約があります。
- ・ 壁面がガラス張りのため、採光に優れていますが、直接外光が作品に当たらないように壁面に可動壁を設置されることが多く、照明設備も貧弱なため利用者のニーズと展示環境に齟齬が生じています。
- ・ 面積の制約により利用団体等の利便性が低い状況にあります。

(将来を見据えた対応)

- ・ 専用搬入出口の確保
- ・ 増築側へ新築移転し展示環境の改善を図る 等



ギャラリー

(478 m²。うち展示面積は 320 m²)

ウ 展示室

- ・ 滋賀にゆかりの作品や、美術史的に意義のある作品、表現の多様性を感じることでできる作品など、様々な分野の作品を多数収蔵していますが、複数の分野で同じ展示室を使用しているため、展示作品数や展示方法等に制約が生じ、十分な鑑賞機会や満足感を提供できていません。
- ・ 展示面積や天井高などの制約により、他館連携企画や様々な展示手法への対応ができないケースが発生しています。
- ・ 開館当時から面積は変わらず、他の都道府県立美術館との比較 38 位
(将来を見据えた対応)
- ・ 優れた収蔵品にふさわしい常設展示のためのゆったりとした空間の確保 等



展示室 1 (550 m²)

エ 収蔵庫

- ・ 令和5年度(2023年度)に日本財団から550件のアール・ブリュット作品を受贈したほか、個人や企業からの寄贈が増えていることなどにより、すでに収容力が限界に近い状況であり、今後の購入や受贈等を円滑に進めるための対応が必要です。
- ・ 開館当時から面積は変わらず、他の都道府県立美術館との比較 31 位
(将来を見据えた対応)
- ・ 収蔵スペースの確保。既存展示室を「開かれた収蔵庫としての展示室」として活用するなど収蔵機能の見える化との両立を図る 等



収蔵庫 1 (427 m²)

オ 設備等

- ・ 竣工以後、40 年が経過し、令和 2 年(2020 年)の改修で喫緊の老朽化対策改修や耐震改修等を行っています。抜本的な施設改修や設備更新が必要な状況にあります。
- ・ 空調設備（空調機、配管、冷温水発生器等）の老朽化、雨水の逆流対策（地下の雨水排水管逆流）、屋内外照明設備 LED 化、利用者エレベーター改修、自動ドア等更新、回廊等結露対策など
（将来を見据えた対応）
- ・ 今後も美術館としての機能を維持していくための施設設備の改修（空調設備更新等）等



空調配管老朽化による水漏れ

(4) 関係法令・制度的制約

ア 敷地概要

地名地番	： 大津市瀬田南大萱町 1740-1, 1732-2
敷地面積	： 91,633 m ² （一団地認定）
建築可能面積	： 43,200 m ² （都市公園の敷地面積の 100 分の 10 滋賀県都市公園条例第 1 条 7 項 1 号の特例に基づく） ※建蔽率に基づく建築可能面積：54,979.8 m ² ※既存建築物建築面積（H13 年時点）：12,144.97 m ²
建蔽率／容積率	： 60%/200%
地域地区	： 用途地域 第 2 種住居地域
防火地域	： 指定なし
その他	： 第 3 種高度地区、 建築基準法第 22 条区域、沿道市街地景観区
道路	： 主要地方道（滋賀県 2 号線） 大津能登川長浜線（42 条 1 項 1 号道路）幅員 20m
高さ制限	： 道路斜線制 1:1.25
隣地斜線制限	： 1:1.25+20m
高度地区の指定に伴う高さ制限	： 1:0.6+10m（真北）/絶対高さ制限 20m ： 対象建築物高さ 10m超 測定面4m 規制値 5-3h
日影規制	（注）改修・増築に伴う平均地盤面の変更により、一団地認定範囲内の建築物について再度日影規制の検討を行う必要があります。

イ 遡及対応について

項目	規制	不適格状況	対策
エレベーター	平成 12 年（2000 年）法改正によりエレベーター扉に遮炎・遮煙性能の確保	遮煙性能なし	一般用エレベーターの更新
			令和 6 年（2024 年） 作品用エレベーター扉改修済み
エレベーター	エレベーターの脱落防止	新基準に不適合	一般用エレベーターの撤去新設
			令和 6 年（2024 年） 作品用エレベーター改修済み
シャッター	シャッターの障害物感知装置	感知装置なし	シャッターの撤去新設（3 箇所） 現ギャラリー 4.156×2.985 回廊 3.84×4.439 ラボ 5.0×2.69
特定天井	大規模天井の耐震性能の確保		令和元年（2019 年） エントランス準構造化改修済み

ウ 建築基準法 主要変更事項

年	概要
昭和 25 年（1950 年）	建築基準法公布・同法施工令公布
昭和 44 年（1969 年）	・ 竪穴区画の規定 ・ 避難既定の適用範囲整備 ・ 重複距離の規定 ・ 避難階居室の歩行距離 ・ 避難階段（地下 2 階） ・ 避難階段の外壁開口 ・ 特別避難階段（地下 3 階以下） ・ 特別避難階段の防火戸（乙防可） ・ 内装制限強化
昭和 46 年（1971 年）	・ 排煙設備の設置 ・ 非常用の照明装置の設置 ・ 非常用の進入口の設置 ・ 非常用の昇降機の設置 ・ 乗降ロビー兼用附室
昭和 49 年（1974 年）	・ 防火戸（常閉・煙感）の整備 ・ 6 階以上の 2 階段設置の義務付け ・ 5 階以下の 2 階段設置の整備
昭和 56 年（1981 年）	・ 新耐震設計法 ・ 煙感ダンパーの設置
平成 12 年（2000 年）	・ 階段手摺の設置義務化 ・ 換気設備、浄化槽、煙突、配管設備、冷却塔、非常照明、昇降機等の性能規定化

既存美術館建築

	・ 建築設備の構造強度
平成 14 年 (2002 年)	・ 昇降機の昇降路の竪穴区画（法 38 条認定の失効）
平成 15 年 (2003 年)	・ シックハウス対策規制
平成 17 年 (2005 年)	・ シャッターの障害物感知装置義務
平成 18 年 (2006 年)	・ 吹付アスベスト禁止

第4章 滋賀県立美術館の事業と役割

(1) はじめに

社会の変化とともに、美術館に求められる役割は広がるとともに多様化しています。展示や収蔵を中心とした従来型の美術館から、県民とともにつくる開かれた文化施設としての役割を果たすことが期待されており、教育、医療、福祉、観光、地域づくりといった他分野との連携が重要性を増しています。

(2) 事業について

滋賀県立美術館では、令和3年（2021年）の再開館にあたり以下のようなミッションステートメント（使命と行動指針）とあわせて、経営方針、事業方針を示しています。

私たち滋賀県立美術館は、1984年に滋賀県立近代美術館として開館しました。収蔵点数は2025年3月現在で2,729件と県立の美術館としては比較的小さい規模ではありますが、日本画家の小倉遊亀や染織家の志村ふくみのコレクションは国内随一を誇っています。また、マーク・ロスコやロバート・ラウシェンバーグなど、いわゆる戦後アメリカ美術を代表する作家の良作を収蔵していることでも知られていますし、2016年からは、アール・ブリュットの作品の収集もスタートさせました。教育普及活動でも、開館当初から実施しているワークショップやアートゲームを用いた鑑賞教育などの先進的な取り組みは、全国に誇れるものです。

改修工事のための一時休館を経て、2021年6月に再開館するにあたり、私たちは「かわる、かかわる」をコンセプトに歩みだします。まず、私たちは時代や傾向を限定することになる「近代」を、館名から外します。今日の美術館のミッションは、「人がつくった様々なものに触れることを通じて、社会や環境の多様性をより深く感じられる場をつくること」にあると考えるからです。滋賀県立美術館は、そのミッションを実践していくために以下のことを行っています。

創造（Creation）と問いかけ（Ask）

滋賀を中心にして、障害のあるなしに関係なく、また、ジェンダーバランスにも留意しながら、創造の場を支えます。その上で、「アートって、人間にとってなんなんだろうか」という問いを考えたいような展示を実施するとともに、これまで以上にユニークなコレクションをつくりあげていきます。

地域 (Local) と学び (Learning)

「滋賀っておもしろい!」と皆が言いたくなるように、県内の個人や企業・団体の協力を得ながら、地域の多様な魅力をリサーチして広く発信します。また、県民を中心に、子どもから大人まで、ビギナーから学者まで、ユニバーサルの理念のもとに、一人ひとりの学びに貢献するプログラムを実施します。

これら「創造 (Creation)」「問いかけ (Ask)」「地域 (Local)」「学び (Learning)」の4つ (CALL) を軸にすることで、滋賀県立美術館は、これからますます変動していく社会に対しても、柔軟にかわりながらかわり続けることができるはずです。そして、この「つねにフレッシュなミュージアム」というモデルを滋賀から発信し、今後の展開へと結びつけたいと考えています。

経営方針

●多様な利用者や県民への美術館機能の提供と満足度の向上

- ・ より多くの個人や法人からの共感・支援の輪を広げることによる持続的な運営努力
- ・ 地域の現場や県内外の関係機関との有機的な連携・協働
- ・ 作品保全・展示・鑑賞環境の確保とさらなる充実

事業方針

美術館の活動の根幹となる調査や研究の成果に基づいて、以下の事業を行います。

●美術品収集事業

○すでに形成されている以下の特色あるコレクションの拡充

- ・ 日本美術院を中心とした近代日本画
- ・ 滋賀ゆかりの美術・工芸等
- ・ 戦後アメリカと日本の現代美術

○すでにあるコレクションを相対化するための以下の作品の収集

- ・ アール・ブリュット
- ・ 芸術文化の多様性を確認できるような作品

○コレクションを良好な状態で次代に継承するための管理と修復

● 展覧会開催事業

○以下の方針を軸とした展覧会および関連事業の企画・実施

- ・ 特色あるコレクションの活用
- ・ 創造現場との積極的な交流
- ・ 地域ゆかりの文化財等滋賀の多様な文化の紹介

- ・ 他機関との協働による研究成果の発信等
- ・ 建築、舞台芸術、音楽、写真、文学等他ジャンルとの交差

● 教育・コミュニケーション事業

○以下の方針を軸とした教育・コミュニケーション活動の企画・実施

- ・ 学校現場と連携した美術教育プログラム
- ・ 様々なニーズや世代にあわせた鑑賞・体験プログラム
- ・ 館内や地域での活動のパートナーとなるボランティア制度の充実
- ・ 地域の団体や、大学、企業等と連携して行う取り組み
- ・ 美術館のファンやリピーターの獲得を目指すメンバーシップ制度

● 社会とのかかわり

- SDGs や共生社会の実現に貢献する活動
- 経済界や観光等との連携による滋賀の活性化に資する活動
- 県民や団体による創作活動の発表の場としてのギャラリー運営

● リンクと発信

- びわこ文化公園の立地環境を活かした取組や連携
- 滋賀県立琵琶湖文化館と連携した活動
- 県内の美術系ミュージアムや関西・中部圏のミュージアムと連携した活動
- 県内外、さらには海外も視野に入れた情報発信による美術館と滋賀の認知度の向上

(3) 今後の展開にあたっての重要な視点

今後の整備や館の運営にあたっては、特に以下の点を踏まえながら取り組んでいきます。

ア 子どもがアートに親しめる環境整備と学びや育ちへの貢献

- ・ 子どもがアートに出会う機会となる展示・イベント
- ・ 学校との連携による団体観覧や出張授業による来館の促進

イ ウェルビーイングへの貢献

- ・ 子どもも大人も居心地よく過ごし、アートとの出会いを楽しめる環境整備と事業展開
- ・ 社会とつながりにくい人たちにも開かれた、日常をよりよくすることに資する取組

ウ 様々な主体とのかかわり

県民・利用者	インクルーシブな美術館として様々な方に親しんでもらう展示やイベント ボランティアをはじめ多くの人と一緒に美術館の活動を充実させていく取組 ファンドレイジングやファン・コミュニケーションを通じた共感の醸成や歳入確保 整備過程における県民や関係団体の参画・協働 等
福祉	福祉や医療分野等との連携による社会的処方の実践 等
企業	企業や経済界と美術館の協働による事業展開、企業CSR・メセナ
観光・交通	滋賀の多様な文化的資源を発信、文化やアートの魅力に着目した周遊観光の促進 交通アクセスの確保や文化情報発信での連携 等
文化・教育	文化団体や他館との連携、琵琶湖文化館との連携 学校連携、周辺の大学や芸術系大学と相互連携
公園	THEシガパーク推進会議、県公園緑地検討協議会、県立図書館、県埋蔵文化財センター 等
地域	びわこ文化公園都市の各機関、市町、地域の自治会、団体 等

エ 新しい琵琶湖文化館との連携

2館が役割を分担・連携しながら話題性や発信力のある取組を展開し滋賀の魅力を発信していきます。

・ 県立美術館

県内の近現代美術の中核拠点

アートを通じて未来をひらく取組（子ども、多様性、ウェルビーイング等）

・ 新・琵琶湖文化館

県内歴史文化系博物館の中核拠点

近江の文化財の保存活用

具体的な取組内容は、収蔵品の活用や共通テーマによる展示など効果的な取組の検討を進めます。

(4) 役割と期待される効果

ミッションステートメントやビジョンにおける目指す姿「子どもも大人も来たくなる未来をひらく美術館」と5つのコンセプトに沿った事業を実施していくことにより、滋賀県立美術館条例に掲げられる県民の文化の発展および美術の振興を図る役割を果たしていきます。

また、こうした事業により期待される効果として、ビジョンでは以下を掲げています。

- ・ 子どもから大人まで、障害の有無や国籍等にかかわらず様々な立場の方が気軽に県立美術館を訪れ、滞在する時間を楽しむことで、日常が豊かになります。
- ・ 関西・中京圏を中心に、全国、さらには海外からも「わざわざ来ていただける」美術館として、滋賀県の認知度の向上に寄与するとともに、経済・観光面への波及効果をもたらします。
- ・ 次の時代を担う子どもたちが、多様な表現・価値観に出会う体験を通じて、他者や異なる文化に対して関心を持てるようになります。
- ・ 県立美術館ならではの先駆的な取組を通じて、広く社会に創造や問いかけの種をまき、新たな展開を生み出します。

第5章 施設整備

(1) はじめに

本章では、これまで整理してきた美術館の将来像や役割を実現するために必要となる、施設整備の基本方針と空間の具体的な構成について整理しています。滋賀県立美術館は、これまでも部分的な改修工事は経験しているものの、さらなる発展と時代の要請に応えるためには、空間機能の再構築と新たな整備が不可欠です。

(2) 整備にあたり踏まえるべき点

整備にあたっては、以下の観点を踏まえて進めていきます。

ア 将来を見据えた美術館にふさわしい機能の確保

- ・ 将来を見据えた美術館にふさわしい機能を確保するために、既存美術館の改修と、新館の増設を行います。
- ・ 利用者、施設管理、収蔵品への十分な配慮(動線、耐震、BCP)を行います。

イ 公園と一体となった整備(美術館へのアクセス向上を含む)

- ・ びわこ文化公園全体を美術館とみなし、公園の改修・機能向上と美術館施設の整備を一体的に実施します。
- ・ 子どもも大人も、「遊んでいるうちに」「散歩しているうちに」県立美術館が保有する多様なコレクションに出会い、アートが身近な存在となり、心の中にアートがある。そのような体験を生む唯一無二の「場」を実現します。
- ・ 県道から美術館の存在を認知できる仕掛け、駐車場の改善および駐車場から容易にアクセスできる新エントランスなどを整備し、アクセスを改善するとともに、「わくわくする」美術館アプローチを整備します。
- ・ 県立図書館、埋蔵文化財センター、わんぱく原っぱなど、美術館と公園内施設間の回遊性の向上のための仕掛けをつくります。

ウ だれもが利用できるユニバーサルミュージアム

- ・ 多くの人が集える広場のような存在となるよう、子どもから大人まで、障害の有無や国籍等にかかわらず様々な人にとって、居心地がよく、使いやすいユニバーサルミュージアムを実現します。

エ 持続可能性を見据えた建物

- ・ 持続可能性を見据えた整備を行います。省エネルギー化・再生可能エネルギーの活用、県産材活用などにより、環境負荷の低減を図ります。
- ・ 既存施設については改修による整備を行うことで、解体撤去も不要となり、全てを新築により整備をする場合に比べ、環境負荷の低減を図ります。

- ・ 県民の誇り、県の象徴となるような、世界に通用するクリエイティブなデザイン性を備えた空間を実現します。

(4) 部門ごとの主な室構成

目指す姿を実現するために必要な諸室は次のとおりです。面積については現段階の想定値であり、今後の建築設計を進める中で最終的には決定します。

ア キッズアートセンター

現状：255 m² → 想定面積：約 1,000 m²

主な室構成	想定面積 単位：m ²	上段：整備概要
		下段：求める要件
キッズインスタレーションスペース	600	・ P13 に記載した事項のとおり ・ 本スペースの存在に気づきやすい位置への配置 ・ 美術館収蔵庫からの作品動線を確保 ・ 有料ゾーン ・ 大型作品の展示設営を可能とするため次に示す搬入口を設ける 風除機能あり 4 トントラックが横付けできる開口部の大きさ ・ 空調仕様：一般空調 ・ 消火仕様：水消火 ・ 周辺にベビーカー置き場が必要 ・ その他詳細は第三者によるコンサルティングにより決定する予定
ドロップインワークショップコーナー	80	・ P13 に記載した事項のとおり ・ 常設展示室に隣接が望ましい ・ 四方を壁で囲った部屋として確保する必要はなく、区画（コーナー）として設けることを想定 ・ 無料ゾーン ・ 空調仕様：－（四方を壁で囲む必要なし） ・ 消火仕様：水消火 ・ 周辺にベビーカー置き場が必要

主な室構成	想定面積 単位：㎡	上段：整備概要
		下段：求める要件
ワークショッ プルーム	160	・ P14 に記載した事項のとおり ・ ワークショッ プルーム（制作スペース）と準備室で構成
		・ 本ルームの存在に気づきやすい位置への配置 ・ 無料ゾーン ・ 空調仕様：一般空調 ・ 消火仕様：水消火 ・ 周辺にベビーカー置き場が必要 ・ 制作スペースは仕切り等を使って空間を適宜分割できるようにする ・ 制作スペースには水栓、流し台などの水回りが必要 ・ 準備室は8～10 ㎡程度を想定し、スタッフの簡易休憩スペースを設ける ・ 備品格納機能は、制作スペース、準備室のどちらにあってもよい
キッズスパー ス	—	・ 子ども連れが安全に休憩できるスペース ・ キッズインスタレーションスペースから（加えて、できれば展示室からも）利用しやすい位置が望ましい ・ 館内諸室の配置に応じて必要箇所に点在させつつ区画として設けることも可能であるが、少なくとも1 区画（室）には水栓を備えた授乳室等を付帯させる ・ 周辺にベビーカー置き場が必要 ・ トイレを含む簡易的な水回りが近くにあることが望ましい ・ 空調仕様：一般空調（四方を壁で囲む必要なし） ・ 消火仕様：水消火

イ 展示

現状：1,875 m² → 想定面積：約 3,560 m²

主な室構成	想定面積 単位：m ²	上段：整備概要
		下段：求める要件
現代美術展示室	950～ 1,150 総額予算に 合わせて 面積調整を 想定	・ P14 に記載した事項のとおり ・ 現代美術コレクションを展示替えしながら展示するスペースと目玉となる作品を常設展示するスペースで構成される ・ 美術館収蔵庫からの作品動線を確保 ・ 目玉となる作品用に 2 部屋（360 m²、170 m²）を確保する（参考 P15） ・ 上述の 2 部屋以外も 1 部屋ではなく複数の部屋への区分を想定 ・ 現代美術コレクション用の一部の部屋は天井高 8 m を確保する ・ 現代美術コレクション用の一部の部屋はガラス開口部を設け、自然光に包まれながらあるいは公園の景観とともに作品を楽しむようにする（必要に応じて外光を遮ることができる構造とする） ・ 可動壁は設けない ・ 大型作品の展示を可能とするため次に示す作品搬入口を設ける 風除機能あり 10 トントラックやトレーラーが横付けできる開口部の大きさ ・ 有料ゾーン ・ 空調仕様：展示室空調²¹ ・ 消火仕様：ガス消火（想定している目玉となる作品については、ガス消火は必須ではない）

²¹ 本整備基本計画では、温湿度を既定の範囲内に保つことができる空調仕様のことを指しています。

主な室構成	想定面積 単位：㎡	上段：整備概要
		下段：求める要件
アール・ブリュットコレクション展示室	170	・ P16 に記載した事項のとおり ・ 求められる空調・消火仕様などの導入コストを考慮し、現在の展示室 2 の一部の活用が合理的と想定しているが、他に有利な方法があればこの限りでない。
		・ アール・ブリュットに関する情報を展示するコーナーを一区画に設ける ・ 美術館収蔵庫からの作品動線を確保 ・ 有料ゾーン ・ 空調仕様：展示室空調 ・ 消火仕様：ガス消火 ・ 天井高 4 m以上
開かれた収蔵庫としての展示室（滋賀ゆかりの美術・工芸）	250	・ P16 に記載した事項のとおり ・ 求められる空調・消火仕様などの整備コストを考慮し、現在の展示室 2 の一部の活用が合理的と想定しているが、他に有利な方法があればこの限りでない。
		・ 美術館収蔵庫からの作品動線を確保 ・ 有料ゾーン ・ 空調仕様：展示室空調 ・ 消火仕様：ガス消火 ・ 天井高 4 m以上

主な室構成	想定面積 単位：㎡	上段：整備概要
		下段：求める要件
室内の彫刻庭園	260～360 共用部等を活用することも可能	・ P17 に記載した事項のとおり ・ 立体作品を中心に、常時展示していても作品保存上の問題がない作品を館内で積極的に展示していく ・ 多くのコレクションをみていただける機会を創出するとともに、収蔵庫の収容力を確保する ・ 公園の中の美術館として、公園の緑や光とともに作品を楽しむ展示環境を検討する
		・ 美術館収蔵庫からの作品動線を確保 ・ まとまった面積を確保することが望ましいが、共用部等を活用して点在させることも可能 ・ 自然光に包まれながらあるいは公園の景観とともに作品を楽しむようにする ・ 必要に応じてライティングダクト等の照明設備を設ける ・ 無料ゾーン ・ 空調仕様：一般空調 ・ 消火仕様：水消火 ・ 天井高は室内彫刻庭園にふさわしいものとする
日本画その他 コレクション 展示室	550	・ P17 に記載した事項のとおり ・ 求められる空調・消火仕様、壁面ガラスケース設置の必要などの整備コストを考慮し、現在の展示室1の活用が合理的と想定しているが、他に有利な方法があればこの限りでない。 ・ 小倉遊亀コーナーおよび日本美術院を中心とした日本画、洋画、版画、工芸等の展示（近代以前の重要文化財、県指定文化財展示あり）で構成
		・ 美術館収蔵庫からの作品動線を確保 ・ 壁面ガラスケースあり ・ 有料ゾーン ・ 空調仕様：展示室空調 ・ 消火仕様：ガス消火

主な室構成	想定面積 単位：㎡	上段：整備概要
		下段：求める要件
企画展示室	955	・企画展示 ・求められる空調・消火仕様、壁面ガラスケース設置の必要などの整備コストを考慮し、現在の展示室3の活用が合理的と想定しているが、他に有利な方法があればこの限りでない
		・可動壁を設ける ・美術館収蔵庫からの作品動線を確保 ・壁面ガラスケースあり ・有料ゾーン ・空調仕様：展示室空調 ・消火仕様：ガス消火 ・天井高 4 m以上
スタジオ	310	・P18 に記載した事項のとおり ・美術館による利用がメインであるが、ギャラリーとの相互利用も想定 ・通常の展示室では展示しづらい次のような作品も展示できる空間とする - 水や土や植物を使った作品 - 映像作品や音の出る作品 - パフォーマンスを伴う作品 - 設営に時間を要する作品 ・上記の作品を展示するために必要なプロポーションや設備を確保する
		・現代美術展示室との相互利用がしやすい配置（ただし、展示室との間において、空気環境が区分できるようにする必要がある） ・ギャラリーとの相互利用がしやすい配置 ・可動壁を設ける ・美術館収蔵庫からの作品動線を確保 ・無料ゾーンを基本とする ・空調仕様：一般空調 ・消火仕様：水消火 ・天井高 4 m以上

ウ 収蔵

現状：1,566 m² → 想定面積 1,566 m²

主な室構成	想定面積 単位：m ²	上段：整備概要
		下段：求める要件
前室（地下1階 収蔵庫1・2前、収蔵庫3前）	89	・現在の前室の活用を想定 ・収蔵備品等の保管場所となっている課題の解消
		・既存のままと想定
収蔵庫1	427	・主に現代美術作品を収蔵する ・現在の収蔵庫1の活用を想定
		・二重壁改修を想定
収蔵庫2	182	・主に滋賀ゆかりの美術・工芸、アール・ブリュット作品を収蔵する ・現在の収蔵庫2の活用を想定 ・収蔵庫2と3の空調が同一系統となっており温湿度コントロールが難しい
		・収蔵庫2と3の空調系統を分けるための改修を想定
収蔵庫3	240	・主に日本画を収蔵する ・現在の収蔵庫3の活用を想定 ・収蔵庫2と3の空調が同一系統となっており温湿度コントロールが難しい
		・収蔵庫2と3の空調系統を分けるための改修を想定
搬入室	167	・現在の搬入室の活用を想定 ・展示器具等の保管場所となっている課題の解消
		・既存のままと想定
荷解室	121	・現在の荷解室の活用を想定 ・展示器具等の保管場所となっている課題の解消
		・既存のままと想定

主な室構成	想 定 面 積 単位：㎡	上段：整備概要
		下段：求める要件
一時保管庫	98	・現在の一時保管庫の活用を想定 ・コレクション等の収蔵場所となっている課題の解消
		・温湿度恒常化のための改修が必要

エ 共用部等

現状：約 3,250 m² → 想定面積：約 4,100 m²

主な室構成	想定面積 単位：m ²	上段：整備概要
		下段：求める要件
県民ギャラリー	565	・ より多くの県民や団体の創作の発表の場として使っていただき やすいように増築側へ新築移転
		・ 無料ゾーン ・ スタジオとの相互利用が可能となる配置 ・ 実展示面積は現行のギャラリーと同様に 320 m²以上を確保 ・ 展示壁長は可動壁も含め 140m以上を確保 ・ ギャラリー展示備品格納倉庫 30 m²を含む ・ ギャラリー専用の搬入車両が横付けできる搬入口および搬入動線 を確保する ・ 一般の利用者が利用しやすい可動壁や照明器具を設置 ・ 可動壁で分割して、複数団体の同時利用も可能とする ・ 天井高 4 m以上
ポップアップ・ギャラリー	10	・ 県内作家等が小規模な展示や販売を行うことができるミニギャラリー
		・ 現在のポップアップ・ギャラリーの諸機能を引き続き確保 ・ 無料ゾーン ・ 実展示面積は現行のポップアップ・ギャラリーと同様に 8.5 m² を確保
ラボ	65	・ 現在のラボの後継を想定 ・ 多用途に使える小規模の展示等スペース（美術作品以外を展示する こともある） ・ 美術館による利用がメイン
		・ 無料ゾーン ・ 現在のラボは奥まった位置にあり認知されにくいいため、来館者動 線上の目につきやすい位置にあることが望ましい ・ 空調仕様：一般空調 ・ 消火仕様：水消火

主な室構成	想定面積 単位：㎡	上段：整備概要
		下段：求める要件
講堂（木のホール）	235	・現在の木のホールの後継を想定 ・レクチャー機能だけでなく多用途に使える中規模スペースとする（現状活用例：研修会、トークセッション、学校団体鑑賞時における集合場所、昼食場所、夏祭り時のイベント会場、水を使わないワークショップ、外部との各種会議など） ・将来的には貸出しも想定
		・多用途に使える中規模スペースとする ・無料ゾーン ・現在の木のホールを活用する場合は、照明器具やAV機器等の更新が必要 ・控室を設ける
エントランス （ロビーを含む。）	—	・利用者が気軽に公園から入って居心地よく過ごせる空間 ・駐車場・バス停からのアクセス向上、公園と一体となったワクワクするアプローチ実現等のため、北側に新エントランスを追加する
		・軽食・飲み物の販売（展示室と空気環境の区別が必要）とショップ機能を配置（専用の客席スペースは設けず、ロビー内や建物外で飲食できる） ・チケット販売やインフォメーションの機能を持つコーナーを配置

主な室構成	想定面積 単位：㎡	上段：整備概要
		下段：求める要件
作品保存・研究室	30	・美術作品の保存修復および資料研究活動を円滑に行うための専用スペースを設ける ・一般公開可能とし、美術館の活動や作品に対する理解を深めていただくきっかけを創出する ・一般エリア（無料ゾーン）に面する壁面をスケルトンにして公開する想定 ・一般来館者の室内への立入りは想定しない ・収蔵庫レベルのセキュリティの確保 ・美術館収蔵庫からの作品動線を確保 ・空調仕様：展示室空調・換気機能（外気を遮断できる） ・消火仕様：水消火 ・流し台の設置 ・床・内装に耐薬処理が必要
その他共用部	—	— ・館内スロープの勾配（現状 1/12）をバリアフリー法誘導基準（屋内 1/15 以下）に適合させる ・カームダウンスペースの拡充（仮設を想定。現在は仮設 1 箇所 6.3 ㎡） ・ゆっくりとくつろげる椅子等の整備 ・一人ひとりがお気に入りの居場所を見つけられる共用部（彫刻庭園との一部共有、飲食可能スペースの確保など） ・公園の景観も楽しめる居心地のよい空間（テラス席を含む）やイベント時や週末等にキッチンカーが運営できるよう、外溝計画とも連動させる ・図書・資料閲覧コーナー

オ 管理

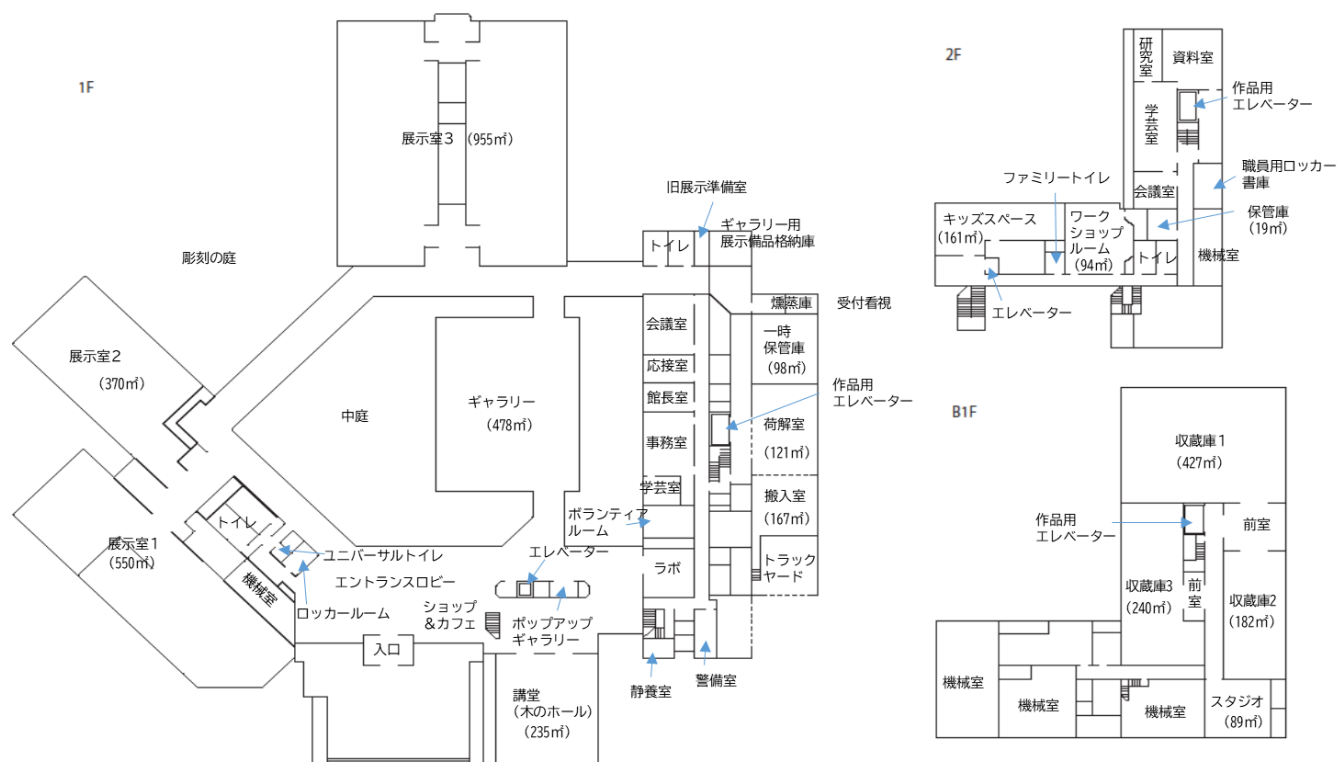
・ 現状：約 1,600 m² → 想定面積：約 1,900 m²

(注) 面積増は主に増築部分の機械室を想定

主な室構成	想定面積 単位：m ²	上段：整備概要
		下段：求める要件
ボランティア ルーム	30～60	・ ボランティアの活動拠点を整備する
		・ 現在のボランティアルームの諸機能を引き続き確保 ・ 休憩・作業スペースの他、図書その他資料ラックを設置 ・ ボランティアは通用口から出入りするため、管理エリアからアクセスしやすい場所に設けることが望ましい
静養室	15	・ 利用しやすい場所への移転とともに静養に適した内装に整える
		・ 現在の静養室がある管理エリア1階南側は、一般エリアと行き来する際に段差があり、静養室利用時に支障が生じているため、フラットに移動できる場所への移転を想定 ・ 利用者管理の観点から、管理エリアにて確保を想定
警備室	—	—
		・ 通用口風除室内に受付カウンターを設ける ・ 警備担当用の仮眠室を別途設ける
仮眠室	—	・ 警備担当者用の仮眠室
		・ 管理エリア内での諸室転換を想定
受付控室・更衣室	45	・ 受付監視スタッフが使用する控室および更衣室
		・ 管理エリア内での改修を想定
会議・応接室	65	・ 外部との会議や応接にも対応
		・ 管理エリア内での改修を想定
事務室	90	・ 増員を見据えた執務スペースの拡大
		・ 館長室および学芸室と同一階に設ける ・ 印刷室に隣接

主な室構成	想定面積 単位：㎡	上段：整備概要
		下段：求める要件
館長室	30	・現状同様
		・事務室に隣接 ・事務室および学芸室と同一階
学芸室	130	・増員を見据えた執務スペースの拡大 ・現状は学芸室が1階・2階に分離している課題の解消
		・事務室および館長室と同一階 ・研究資料の配架や作業のスペースを要するため、通常の執務室よりは広めの十分なスペースが必要
展示備品倉庫・ 器具庫	200	・現状は展示備品倉庫・器具庫内に格納しきれず、廊下等で保管せざるを得ない状況となっているため、展示室等の増床等も踏まえ格納スペースを設ける ・現代美術展示室周辺で60㎡の確保を想定
		・全展示室からの動線を確保 ・管理エリア北側の旧展示準備室を活用する場合は、高湿対策の改修が必要
その他管理諸 室		—
		・蔵書、展覧会関連資料、備品等がオーバーフローしており、管理エリア内の諸室転換等でできる限りの解消を求める ・職員トイレの改修

(参考) 現在の館内図



(5) 既存施設の改修方針

次に掲げるとおり、築 40 年以上を経過した既存施設の抜本的な改修を行います。

ア 老朽化設備の更新

- ・電気：受変電設備、盤類、中央監視設備等
- ・機械：冷温水機等の熱源設備
空調機・ファンコイルユニット等の空調設備
排気ファン等の換気設備、排煙ファン
電気温水器、排水ポンプ等の衛生設備
- ・昇降機設備：客用エレベーターの更新

イ 増築に伴う既存遡及改修

ウ 本整備基本計画に基づく室配置の見直し

エ 結露対策・温湿度恒常化対策

- ・回廊・エントランスなど、外部に面する単板サッシを複層ガラスへ改修するなどの結露対策
- ・展示および収蔵部門では、一時保管庫、展示室 3 が外気の影響を受けやすい状況にあるため、断熱性向上対策や収蔵庫二重壁の設置を行うなどによる温湿度恒常化対策
- ・木のホール、旧展示準備室の高湿度対策 など

(6) 設備計画

ア 電気設備改修計画（案）

○基本方針

- ・工事が終わる予定の令和 15 年（2033 年）に耐用年数を超えている機器の更新を行います。
- ・更新は単純更新をベースとしますが、経済性・環境性・メンテナンス性に優れた方式に更新します。
- ・改修部分および増築部分について、建築計画に適した設備計画を行います。

■ 増築分の受変電設備

- ・増築棟に電気室を配置し、増築分の受変電設備を新設します。

受電盤：1 面

フィーダー盤：2 面（VCB×3 台＋予備 VCB1 台）

電灯盤：TR200kVA×3 台

動力盤：TR500kVA×2 台

直流電源装置：8kVA

- ・引き込みを増築棟側に切り替えます。

■ 既設の受変電設備

- ・増築分の受変電設備より高圧幹線にて接続します。
- ・空調電源増強により、変圧器を増設します。
TR500kVA×1 台（屋内キュービクル式とし、熱源機械室に設置想定）
- ・既設受変電設備の CT 変更、増設変圧器への母線接続を行います。

■ 非常用発電機設備

- ・非常用発電機は既存流用とし、バッテリー・制御盤のみを交換します。

■ 太陽光発電設備

- ・増築分の屋根面に約 30kW の太陽光パネルを新設します。

■ 盤類

- ・分電盤・動力制御盤を全更新します。

■ 中央監視設備

- ・既存同等の機能を想定し、全更新します。

■ 非常放送兼業務放送設備

- ・アンプ、スピーカを全更新します。
- ・諸室ごとに調整できる仕様とします。

■ 自動火災報知設備

- ・増築分感知器接続のため、既存受信機のソフトウェア、グラフィックパネルを更新します。

■ 聴覚障害者向け緊急情報システム

- ・聴覚障害者に緊急情報を報せる光警報装置及びサイン表示を新設します。

■ 映像・音響装置

- ・「木のホール」のAV機器を全更新します（木のホールを引き続き講堂として使う場合に限る）。

■ 構内交換設備

- ・増築分および既設部増設用の機器用配管を新設します。

■ 構内情報通信網設備

- ・増築分および既設部増設用の機器用配管を新設します。

■ 監視カメラ・入退室設備

- ・増築分および既設部増設用の機器用配管を新設します。

イ 非常用発電機設備の容量検討について

■ 条件

- ・火災停電時は防災負荷以外を切り離す想定とします。
（火災停電時にも収蔵庫の空調への電源送りが必要な場合は発電機増設が必要）
- ・非発系統の熱源をGHPチラーで更新します。
- ・空調機の需要率0.8で想定します。

■ 結果

- ・発電機容量150kVAで出力的には満足していると考えます。
- ・既存のオイルタンク容量で試算上は約10時間運転が可能と考えます。
- ・増築棟の排煙機の容量・台数次第では増設が必要となります。

※排煙必要室はハロン消火設備もしくは自然排煙とし、排煙機の免除を協議する予定です。

イ 機械設備改修計画（案）

○基本方針

- ・工事が終わる予定の令和 15 年（2033 年）に耐用年数を超えている機器の更新を行います。
- ・更新は単純更新をベースとしますが、経済性・環境性・メンテナンス性に優れた方式に更新します。
- ・改修部分及び増築部分について、建築計画に適した設備計画を行います。

○空調設備

■ 熱源設備

- ・経済性、環境性、メンテナンス性に優れた熱源方式に更新します。
ガス焚吸収式冷温水発生器→GHP チラー（非常時運転用）+空冷モジュールチラー
GHP チラー：25HP×8 台
空冷モジュールチラー：50HP×10 台
※増築分含む
- ・上記に伴い冷水、温水一次ポンプ及び冷却塔、冷却水ポンプを撤去します。
- ・冷水、温水二次ポンプは、2023 年に改修していますが増築分の熱量を考慮し、更新します。
- ・冷水、温水配管を更新します。

■ 空調設備

- ・空調機は、令和 5 年（2023 年）に改修を行った管理系統以外の全ての空調機を更新します。
- ・収蔵庫 2, 3 系統は同一空調機から別々の空調機に更新します。
- ・収蔵庫 1～3 外周への給気系統に外気処理空調機を新設します。
- ・一時保管庫外周部用の空調機を新設します。
- ・更新時に、収蔵庫・展示室系統の空調機には、有機・酸・アルカリ用のケミカルフィルターを追加します。
- ・ギャラリーのファンコイルユニットを更新します。
- ・その他のファンコイルユニットについては、経済性、環境性、メンテナンス性を考慮して、空冷ヒートポンプビルマルチに更新します。
- ・ベースボードヒータを更新します。
- ・パッケージ空調機およびルームエアコンを更新します。

■ 換気設備

- ・令和 5 年（2023 年）に改修を行った便所（3）・管理系統以外の全てのファンを更新します。

■ 排煙設備

- ・全ての排煙機を更新します。

■ 自動制御設備

- ・令和5年（2023年）に改修を行っているため、空調機等の更新に伴う改修のみ行います。

○衛生設備

■ 給水設備

- ・受水槽は令和2年（2020年）に改修を行っているため、既存利用とします。
- ・圧力給水ポンプユニットを更新します。
- ・令和2年（2020年）に改修を行っているトイレ廻り以外の給水配管を更新します。

■ 給湯設備

- ・全ての電気温水器を更新します。
- ・給湯配管を更新します。

■ 排水・通気設備

- ・全ての排水ポンプを更新します。
- ・令和2年（2020年）に改修を行っているトイレ廻り以外の排水配管を更新します。

■ 都市ガス設備

- ・ガス配管を更新します。

■ 衛生器具設備

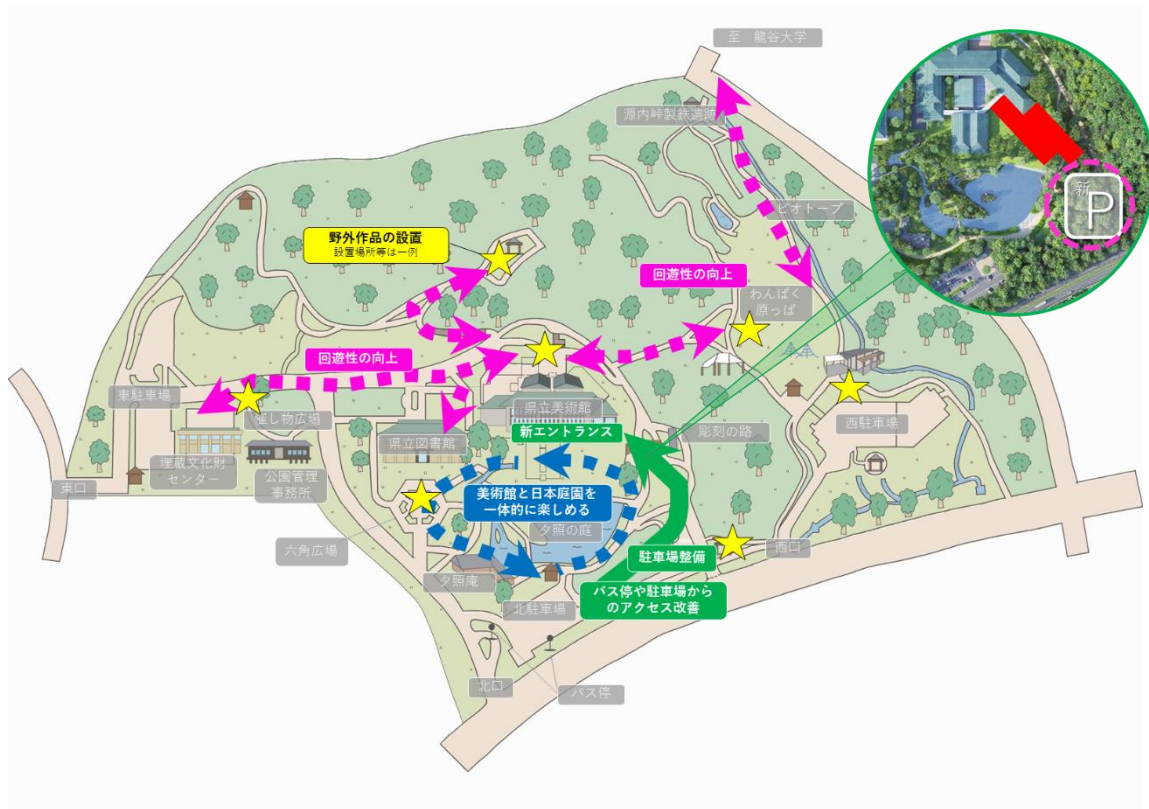
- ・令和2年（2020年）に更新しているため、既存利用とします。

■ 消火設備

- ・屋内消火栓ポンプおよび高架水槽を更新します。
- ・既存建物+増築建物の面積が9,000㎡を超えるので、屋外消火栓設備を新設します。
- ・既存建物+増築建物の面積が10,000㎡を超えるので、消防用水を新設します。
- ・増築建物の地下1階面積が700㎡を超えるので、連結散水設備を新設します。
- ・既設収蔵庫系統の容器弁交換およびハロンポンベの交換を行います。
- ・増築部分の現代美術コレクション展示室用にガス消火を新設します。

(7) 公園と一体となった整備の方向性

公園と一体となった整備の方向性については、第2章(3)整備のポイント(p20)および第5章(2)整備にあたり踏まえるべき点(p36)に示したほか、以下にイメージ図および諸条件等を示します。



(注)現段階の想定であり、詳細は公募により選定された設計者との協議により具体化する。

ア 駐車場の整備

・駐車場の拡張

福祉対応区画や団体利用のバン等が駐車できるスペースおよび大型バスが旋回・停車できるロータリーを美術館エントランスへのアクセスが容易な場所に設ける等の拡張を行う。

・駐車場管制システムの導入検討等

現状の駐車場については、分散しており混雑時には利用者に混乱が生じている。また、公園利用者以外による利用者が散見されている。加えて、美術館の再整備による来園者数の増加が見込まれるため、各駐車場の空き状況を示す駐車場管制システムの導入、美術館専用駐車場の整備、予約制や有料駐車場の導入など対応策の検討を行う。

イ 北駐車場トイレ建替（移転）

現状は、老朽化が進んでおり、夕照の庭への入口にあることで、期待感を削ぐ要因となっている。北駐車場トイレを建替（必要に応じて移転）し、庭園もアートも楽しめる公園にふさわしいトイレとすることで、回遊ポイントのひとつとなるよう検討する。

ウ 野外作品・アートが感じられるベンチ等の設置

野外作品・アートが感じられるベンチ等を効果的に配置することで「公園全体を美術館と感じてもらえる」ようにし、エと合わせて、公園内各施設への周遊を促す仕掛けをつくる。野外のパブリックスペースでも気軽にアートに触れられる機会を提供する。

エ 公園内サイン・公園灯の更新

公園内のすべての案内表示を統一されたデザインのものに更新することで、わかりやすさを確保するだけでなく、公園全体をブランディングするもの。併せて老朽化が進んでいる照明について更新ならびに動線計画の変更等による撤去および新設を行うもの。

オ 県道側サイン

山手幹線道路（県道大津能登川長浜線）の開通により以前より多くの人が行き交うこととなったが、現状では美術館はもとより公園の存在に気づきにくい状態となっている。美術館の存在を恒久的にアピールできるように県道側にサインを設けることで、効果的な広報を行う。

カ 路線バス停の改善

現状は屋根がなく、雨風暑寒をしのぐことができない厳しい状態となっているため、上屋やベンチを設置するなど、利便性向上を図る。

エ バリアフリー対応

今後の増築棟の設計にもよるが、現状の彫刻の路や美術館エントランス前のスロープなどが石畳となっており、通行しづらい状態となっているため、引き続き、それらを園路として活用する場合は、一部平滑化等の対応を行う。

第6章 整備事業の推進

(1) はじめに

本章では、これまで整理してきた整備方針に基づき、概算整備費、目標値、事業手法、想定スケジュールなどを整理します。

(2) 概算整備費

美術館改修増築工事に係る概算整備費	約 100 億円
公園と一体となった整備に係る概算整備費	約 30 億円
設計・調査・工事監理に係る経費	約 15 億円
整備に伴う機能充実に係る経費	約 15 億円

(注) 計画段階の概算であり、実際の整備費については、施設・公園の機能や構造、立地等の条件、整備時点の工事経費・物価変動の動向等を踏まえ、決定するものとします。

(注) 整備に伴う機能充実に係る経費としては、キッズアートセンターのプログラム開発、目玉となる新しい常設作品の購入経費、備品の経費等を想定します。

(3) 運営費用

本整備基本計画の推進に伴い、運営費用の増加が見込まれますが、具体的な運営費用については、運営体制や人員配置、施設内容、年間の事業計画等の検討を踏まえて決定するものとします。

施設の管理運営は、利用者の満足度を上げながら効率的な運営ができるよう、経営の視点に立って、常に事業の見直しや改善を進めます。

(4) 整備後の目標

整備後の目標は以下のとおりとします（概ね開館5年後の平年ベースの目標）。
なお、美術館運営をどう評価していくかについても今後検討します。

ア 年間利用者数（実来館者数）

23 万人（16 万人）

※参考：令和6年度（2024年度） 11 万人（6.4 万人）

[増加の内訳]

キッズアートセンターの利用者	5 万人
展覧会観覧者の増	5 万人
イベントやギャラリー利用等の増	2 万人

イ 来館者の満足度（「大変よかった」＋「よかった」の割合）

90%以上

※参考：令和6年度（2024年度） 95.4%

（5）整備事業手法の検討

県では、平成28年（2016年）に策定した「滋賀県公共施設等マネジメント基本方針」において、PPP/PFI方式等の導入可能性を検討する旨の方針を掲げました。

上記の方針にかかる県の手続きを定めた「滋賀県PPP/PFI手法導入検討方針」に基づく簡易検討では、定量的な削減効果は一定見込めるものの、改修を含む本事業特性を考慮すると民間の創意工夫および裁量の余地は少なく、次のとおり定性的効果は限定的になり、従来手法の方が効果的との結果となりました。

- ・基本設計に改修を含むPFI手法による公立美術館の増改築整備事業が確認できず、効果が見込めない。
- ・改修の場合、既存施設を所与とし、また、収蔵・展示・教育普及等の学芸業務は、公共団体による継続実施の重要性を考慮すると、直営が望ましいことから、施設整備や維持管理・運営における民間の創意工夫の余地が少ない。
- ・施設整備において、改修部分は既存諸室の配置が固定的であり、増築部分は既存諸室との接続性が求められることから、施設の仕様および配置等にかかる民間裁量の余地は限られ、維持管理においても、費用削減や計画修繕等の提案が限定的となる。

（6）整備スケジュール

整備事業の標準的スケジュール案は以下のとおりです。

令和7年度（2025年度）	：整備基本計画策定
令和8年度（2026年度）	：設計者選定
令和9年度（2027年度）～令和10年度（2028年度）	：基本設計・実施設計
令和11年度（2029年度）	：工事発注・着工
令和11年度（2029年度）～令和13年度（2031年度）	：改修・増築工事、公園整備
令和14年度（2032年度）	：開館準備、再開館

	R7(2025) 年度	R8(2026) 年度	R9(2027) 年度	R10(2028) 年度	R11(2029) 年度	R12(2030) 年度	R13(2031) 年度	R14(2032) 年度	
整備	整備基本 計画策定	設計者 選定	基本設計・実施設計		施工者 選定	工事		開館 準備	再開館
館の状況	通常開館				休館				
館の取組	子どもがアートに親しめる取組、アール・ブリュット、社会的処方の取組（先行実施）				再開館にむけた機運醸成		プレイベント		

※関係法令の制度改正や手続き等により、前後する可能性があります。

(7) 外部資金調達の検討

整備費の一部については、県費および国費だけでなく以下のような多様な財源確保策を組み合わせることを検討します。

- 交付税措置のある地方債
- 企業版ふるさと納税や寄附金制度の活用
- クラウドファンディング型寄附制度の導入

(8) 今後の整備にあたって

- ・ 設計の検討にあたってのワークショップ開催など県民の参画や、関係団体との連携を通じて、美術館の整備についての協働や共感の輪を広げます。
- ・ 目玉となる作品や野外彫刻作品の検討や導入を進めます。
- ・ 整備後の目指す美術館の姿を先行して展開、実現していくために、新たな視点での展覧会の開催や、社会的処方資する取組、子どもと一緒に楽しめる夏祭り、経済界等とも連携したナイトミュージアム、県北部地域での展示などを行います。
- ・ 新たに整備するキッズアートセンターの運営をはじめラーニングの機能の充実、作家との連携による展示やプロジェクトの実施、作品を後世に継承するための保存管理、来館者の開拓やサービス向上、広報、資金調達、大学・企業・団体等との連携など、これからの美術館に求められる機能を戦略的に展開できる体制を構築します。
- ・ 美術館の運営を持続的に展開し、さらに広げるパートナーとして、ボランティア制度の充実を図ります。

滋賀県立美術館整備基本計画

発 行 令和8年(2026年)3月
発行者 滋賀県文化スポーツ部文化芸術振興課
滋賀県立美術館

〒520-2122 滋賀県大津市瀬田南大萱町1740-1